

公共政策系専門職大学院認証評価

点 検 ・ 評 価 報 告 書

公共政策系専門職大学院名称 : 東北大学 公共政策大学院
(公共法政策専攻)

目次

序章	3
本章	
1 使命・目的	
項目 1：目的の設定及び適切性	4
項目 2：目的の周知	6
2 教育内容・方法・成果	
項目 3：教育課程の編成	8
項目 4：単位の認定、課程の修了等	12
項目 5：履修指導、学習相談	16
項目 6：授業の方法等	17
項目 7：授業計画、シラバス	20
項目 8：成績評価	21
項目 9：改善のための組織的な研修等	23
項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用	26
3 教員・教員組織	
項目 11：専任教員数、構成等	30
項目 12：教員の募集・任免・昇格	32
4 学生の受け入れ	
項目 13：学生の受け入れ方針、定員管理	33
項目 14：入学者選抜の実施体制・検証方法	36
5 学生支援	
項目 15：学生支援	38
6 教育研究等環境	
項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備	42
項目 17：図書資料等の整備	44
項目 18：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価	45
7 管理運営	
項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携	47
項目 20：事務組織	49
8 点検・評価、情報公開	
項目 21：自己点検・評価	51
項目 22：情報公開	55
終章	58

序 章

(1) 東北大学大学院法学研究科公共政策大学院の設置の経緯及び目的、特色について

東北大学公共政策大学院は、国家・地方・国際公務員などの「政策の企画立案についての専門性を有する人材を教育する大学院」として、平成 16 (2004) 年に発足した。組織上は、東北大学大学院法学研究科の一専攻（公共法政策専攻）である。

本大学院の施設は、法科大学院とともに、実社会との接点が強く求められる専門職大学院に相応しく、仙台市中心部により近い東北大学片平キャンパスにおかれ、2010 年以降は新設されたエクステンション教育研究棟を利用している。

本大学院は、その設立当初から、カリキュラムの中核として体験型政策教育を実施してきた。これは、従来の大学院教育にはなかったものであるため、様々な困難や問題点にも直面したが、その都度改善を重ね、今日までその理念を真摯に追求してきたと自負している。この点は、社会一般に広く周知するべく努めてきたところであり、また (2) で述べるような評価を受けてきた。

(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

本大学院は、平成 19 (2007) 年、平成 20 (2008) 年、平成 21 (2009) 年、平成 23 (2011) 年、平成 25 (2013) 年、平成 27 (2015) 年に、東北大学大学院法学研究科の外部評価（第三者評価）委員会による外部評価を受けている。

この他に、大学評価・学位授与機構による、国立大学法人等の第 1 期中期目標期間（平成 16 年度～平成 21 年度）における教育研究の状況の評価を受けている。また、大学基準協会については、平成 19 (2007) 年に特例が適用されたことから、平成 24 年度に初めて公共政策系専門職大学院認証評価を受けている。これらの評価の度に、本大学院は、自己の姿を見直しつつ、その長所をさらに伸ばし、問題点を改善すべく努めてきた。

そして、本大学院では、専門職大学院としての資質と能力のさらなる向上を図ることを期して、学校教育法第 109 条第 3 項に規定する認証評価をうけるべく、教育・研究等の総合的な状況について、改めて全般的な点検・評価を行い、この度大学基準協会に平成 29 年度の公共政策系専門職大学院認証評価の申請を行った。

本章

1 使命・目的

項目 1：目的の設定及び適切性

公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識及び広い見識を身につけ、高い職業倫理観をもった人材を養成することである。

各公共政策系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、当該公共政策系専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各公共政策系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。〔F群〕

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。〔「専門職」第2条第1項〕〔L群〕

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕〔L群〕

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院は、東北大学公共政策大学院規程第1条の2において、「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案し、及び評価する能力並びに政策を説明し、及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成すること」を教育目的として明文化している（資料 1-1：36 頁）。（**評価の視点 1-1、1-3**）

これは、本法学研究科の長期目標である

- ① 法学・政治学研究の卓越した知的拠点の形成
- ② 社会をリードする卓越した知的人材の育成
- ③ 研究・教育・学習機能を有機的に関連させた、機能本位の優れた知的空間の形成

を基にしている。この長期目標は、東北帝国大学法文学部として設置されて以来、国および地方の産官学の各界に「法政プロフェッショナル」ともいうべき人材を多数輩出してきた伝統にも鑑み、その長所を一層伸張させるべく定められたものである。本大学院の教育目的は公共政策大学院としての特性を勘案しつつ、この長期目標をより具体的に敷衍したものとして設定されたものである。

上記の目的については、東北大学公共政策大学院大学院案内において、「「公」とは何かを考え抜き、「公」のために行動する」と題して、以下のようにより具体的に説明している。（資料 1-2：2 頁）

東北大学公共政策大学院は、国家・地方・国際公務員などの「政策の企画立案についての専門性を有する人材を教育する大学院」として、2004年に発足しました。

当時の日本においても、グローバル化・情報化の進展による社会経済の変容、少子高齢化の急速な進行といった問題は意識されていました。それに加えて、リーマン・ショック以後の金融・経済危機、東日本大震災の発生といった国内外の激変を経て、現在では「地方消滅」

の可能性すら議論されるようになっていきます。こうした新しい状況が生み出している様々な問題は、海外や過去に処方箋を求めても見つかるようなものではなくなっています。

こうした中で、広く「公」に携わる人にも、従来を超える能力・資質・知識等が求められています。もはや「公」とは何か、という問いには誰も答えてはくれません。自ら体験し、それを理論的観点から問い直し、他人と意見を交換し、議論を交わす中で、おぼろげながら見えてくるものなのです。

政策の根本に横たわる「公」とは何かを自らの頭で考え抜き、「公」を目指して行動する姿勢を持った人材を育てる大学院—それが私たちの大学院です。

そのために私たちは、知識教授型の授業では決して得ることのできないもの、たとえば、フィールド・サーヴェイ、徹底した議論、多面的な観点からの問題の理解、その上での問題の本質を捉える力、実行可能性の検証、理論による裏打ちといった要素をカリキュラムの中心においています。それが本大学院独自の授業である「公共政策ワークショップ」です。ここでは、教員集団と学生グループとは、互いの顔が見える空間の中で、具体的な「政策」の立案作業に取り組みます。週3コマ、自主活動を含めれば週6コマ以上のインテンシヴな討論を、実務家・研究者の専任教員がしっかりと見つめる中で学生が一年を通じて続け、最終的な政策案を練り上げていきます。

学生は、年間を通じた体験修得型の授業を通じて、自ら考え、行動し、ときには失敗を通じて学んでいきます。走りながら考え、考えながら走る—新入生オリエンテーションからリサーチ・ペーパー最終報告会までの行事の数々を先輩方はエネルギーにこなし、国家公務員、地方公務員をはじめ、シンクタンク、メディア、金融など多くの分野へ巣立っていきました。開学当初のOB/OGは今や職場で十年選手となりましたが、大学院時代に培った政策的思考と実践的行動力を武器に元気に活躍しています。

私たちと一緒に、この大学院で自分を大きく成長させてみませんか。そんな意欲のある皆さんと4月に片平キャンパスでお会いする日を楽しみにしています。

上記の目的は、専門職大学院設置基準第2条第1項の「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」という規定と整合したものである。(評価の視点 1-2)

[特色ある取組み]

本大学院の特色については、東北大学公共政策大学院大学院案内で以下のように説明している(資料 1-2 : 3 頁)。

(1) 体験型政策教育を中核とするカリキュラム

必須科目「公共政策ワークショップ」で集団作業を通じた政策企画立案を体験します。テーマは現在の行政機関が抱える政策課題です。随時政策現場に調査に行き、教員の丁寧な指導と学生の自主討論を通じて政策案を作成する実践を通して、学生は自らのスキルを磨きます。

(2) 少数精鋭の学生に対するきめ細かな教育

1 学年 30 人(2 年制)の学生に対して、主要な授業(公共政策ワークショップ、基幹科目等)だけでも 10 名以上の教員がインテンシヴに担当し、きめ細かな教育を実施します。また、学生一人一人にアドバイザーがつき、履修相談・進路相談を定期的に行っています。

(3) 高度な理論教育

新しい時代にふさわしい公共政策を企画するための基盤となる高度な理論を、気鋭の研究者教員が教育します。政策現場を見つめ直し、対象を客観的に分析する姿勢を学びます。

(4) 多数の実務家による政策実務の教育

6 名の実務家教員による公共政策ワークショップと講義のほか、非常勤講師として、中央省庁の事務次官・局長による講演、自治体首長・地域経済界・マスコミ関係者による講演も随時行われます。

(5) 中央政府・地方自治体・国際機関・民間部門等における公共政策の企画立案を担う「政策プロフェッショナル」を養成

(6) 2 年間で修了

実務経験を有し、かつ特に優秀な成績を修めた学生に限り、1 年間で修了も可能。

(7) 修了者には「公共法政策修士(専門職)」を授与

このように、本大学院の特色としては、その目的を具体的に説明しつつ、それを達成する手法として、「体験型政策教育」を打ち出している点が挙げられる。その意義は、上記の通り、「公」の問題を考えることは「公」を考えぬいたプロセスを周囲の人たちと一つ一つ共有していくことであるという理念に基づき、知識教授型の授業では得ることのできないものを、体験を通して習得させるという点にある。また、カリキュラムの中核である「公共政策ワークショップ」では、政策課題の発見、現状の調査、政策立案、関係者へのプレゼンテーションという作業を各学生が実際に経験するものであり、これは本大学院の固有の目的に即したものとなっている。(評価の視点 1-4)

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：平成 28 年度（2016 年度）東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 1-2：平成 29（2017）年度東北大学公共政策大学院大学院案内

項目 2：目的の周知

各公共政策系専門職大学院は、固有の目的をホームページ、大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-5：ホームページ、大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。（「学教法施規」第172条の2）〔L群〕

1-6：教職員、学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔A群〕

<現状の説明>

上記の目的・特徴は、本大学院のウェブサイトを通じて公表されているほか、学内外での入試説明会やオープンキャンパス、パンフレットの配布等を通じ広く社会に向け発信されている。(評価の視点 1-5)

学内の構成員に対しての固有の目的の周知に関しては、学生に対するものとしては入学時のオリエンテーションに始まり、公共政策ワークショップ I・II 等の中核的授業を通じ修了まで不断に目的達成への綿密な指導が行われている。教職員に対する固有の目的の周知については、FD 懇談会での定期的な検討に加え、特に毎年 5~6 月の大学院パンフレット作成時に、固有の目的やそのための施策に関する全体での検討が加えられている。(評価の視点 1-6)

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：平成 28 年度（2016 年度）東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 1-2：平成 29（2017）年度東北大学公共政策大学院大学院案内
- ・添付資料 1-3：東北大学公共政策大学院ウェブサイト

(<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/>)

【1 使命・目的の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

使命・目的の適切性については、上記のとおり、大学院の目的が明文化されており、専門職学位制度の目的と整合したものであると判断できる。また、使命・目的の周知についても、上記の通り、様々な機会を通して社会一般への公表を行っているが、出願者数および学生定員充足率の観点からしても、より一層の発信が必要と認識している。

(2) 改善のためのプラン

本大学院では、学内外での入試説明会やオープンキャンパス、パンフレットの配布等、広報活動に努めているところであるが、なお一層、本大学院の使命・目的の周知を図ることとしたい。特に、その目的を達成する手法である「体験型政策教育」については、公共政策ワークショップでの成果について、プロジェクト連携機関への政策・施策の提言や実現への働きかけ等を強め、社会還元を充実していきたい。インターネットを通じた発信の強化については、2015 年にウェブサイトのリニューアルを行ったところであるが、引き続きコンテンツの充実等を図っている。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目3：教育課程の編成

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、公共政策系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、体系的に教育課程を編成することが求められる。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即して、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置することが望ましい。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門職」第6条）〔F群、L群〕

(1) 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識（法学、政治学、経済学の3つの分野を基本にした幅広い科目）、思考力、分析力、コミュニケーション力を修得させ、高い職業倫理観をもった人材を養成する観点から編成していること。

(2) 公共政策系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育内容を導入しているか。〔A群〕

2-5：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院の修了者には「公共法政策修士(専門職)」の学位が授与される。課程修了の要件は、次項で後述するように、実務教育と理論教育とのバランスを重視した、公共政策系の専門職大学院に相応しいものとなっている。また、課程修了の認定は、本大学院運営委員会の議に基づき、本法学研究科の総合運営調整教授会が行うこととしており（東北大学公共政策大学院規程第21条）、慎重な手続による学位授与が行われている（資料2-1：36-40頁）。こうした学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生便覧に明記しており、また入学時のガイダンスにおいても学生に周知しているところである。（評価の視点2-1）

本大学院の授業科目は、東北大学公共政策大学院履修内規に示す通りである。但し、状況に応じて履修内規に掲げていない授業科目も随時開講している。例えば、平成28年度には、「防災法」の講義を開講している。

これらの授業科目は、平成 21 年度から、「必須科目」、選択必修科目である「基幹科目」、選択科目である「展開科目」の 3 種に整理されている。

① 必須科目

「必須科目」は、「公共政策ワークショップ I (12 単位)」及び「公共政策ワークショップ IIA・B (計 8 単位)」並びに「政策調査の技法 (2 単位)」から構成される。これらは、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案する実務研修と、そのための基本的な技法の習得を行う授業科目である。これらは、本大学院が理念としている「体験型政策教育」の中核をなすものであり、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目に相当する。

「公共政策ワークショップ I」においては、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが現に抱えている政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、6～8 名程度の学生がグループ作業で、政策課題の具体化・行政機関へのヒアリング・現場調査・統計データの収集を行いつつ、討論を繰り返して、解決案を作成する。

解決案は、プロジェクト関連機関の担当者ないしは学外の実務家の前でプレゼンテーションされ、さらには最終報告書として提出される。最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）に基づいて、ワークショップ I 運営委員会においてグループ単位の評価を行った上で、個々の学生のワークショップにおける活動状況等により成績が評価される。

「公共政策ワークショップ IIA・B」においては、それぞれの学生が、担当の実務家教員・担当者教員と相談しながら独自の政策課題を選択する。政策課題は、国・地方ないしは国際レベルの喫緊あるいは重要な課題を学生が自ら調べて、各自が設定する。

「公共政策ワークショップ I」で調査の基本的な技法を習得した学生は、担当の実務家教員・他の学生と十分な討論を行いながら、中央省庁の本省庁や地方自治体、あるいは国際的な機関等に自ら足を運んで担当者と接触し、現場で自ら調査を行うことによって、調査技法及び実社会での交渉技術の一層の向上に努めることとなる。調査の成果は、逐次中間報告の形で討論に付され、綿密に議論を重ねていくことによって学生の相互啓発を促し、その意味でグループ活動としての要素をとりいれている。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定される。

「政策調査の技法」は、集中講義として行われる。学生は、まず入学直後において、インターネットによる情報収集や、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な技法を集中的に修得する。加えて、前期終了前の集中講義を通じて、調査統計技法の修得を行う。

② 基幹科目

「基幹科目」は、以下の通り、法律学、政治学、経済学等の分野から構成される。

公共政策基礎理論／論文作成基礎講義／公共政策特論／地域社会と公共政策論
 行政の法と政策／租税制度論／政策税制論／グローバル・ガバナンス論／経済学理論
 財政学／地方自治法／社会福祉政策／防災法／政策体系論／公共哲学

「基幹科目」に配当されている授業は、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されている。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われる。

また、将来行政・政治に関わる公人となることが期待される学生には、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求めら

れる。したがって、学生には、公共哲学やグローバル・ガバナンス論といった科目において、研究者教員の指導の下、理論的・思想的な議論を深めるべく大量の学術文献のリーディング・アサインメント及びターム・ペーパーが課せられることもある。

基幹科目のうち、「公共政策基礎理論」は、公共政策の総論講義を行った上で、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説する授業である。基本的な内容を取扱う科目に相当する。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法について教授している。

「論文作成基礎講義」は、学生が公共政策ワークショップⅠの報告書作成および公共政策ワークショップⅡの論文作成に必要な基本的スキルを身につけることを主眼とするものであり、本大学院での学修の基盤を提供するものである。具体的には、論理的議論の組み立て方や大学院レベルで求められる論文のフォーマットなどについて、過去のリサーチ・ペーパーの講読や小論文の作成を通じて修得させる。また、法学部出身者以外の学生にも手ほどきとなるよう、行政と法に関する基礎的知識を学んだうえで、法令の調査方法等についての習得も内容に含まれている。

「公共政策特論」は、自治体首長や次官経験者等による、我が国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義であり、都市法、農業関係法、資源・エネルギー法、防衛・安全保障法といった我が国の各種実定行政法につき、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、解決に向けての基本方向等を、実態に即して学ぶものとなっている。その際、各学生が在学期間中に実務家教員の出身官庁以外の所管事項につき学ぶことができるよう現役官僚を外部講師として依頼することが通例である。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会における問題を取り上げ、様々な立場にある関係者を外部講師とするなどしてこれに多角的方向からアプローチし、複数の視座から検討を加える。これによって、固定観念にとらわれない柔軟な思考能力と将来を見通す優れた判断能力を養成し、複合的・総合的視点による政策立案能力を習得することを目的としている。

「政策体系論」は、多様な政策領域についてより深く理解するために、実務家教員ないしは政策専門家により行われる政策体系についての授業である。これは、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に即して、体系の現実的意味の理解をも目指している。政策実務の授業を、単なる平板なスキルの問題としてではなく、「体系的」的・理論的深みを備えた問題として理解することを目的とする。

③ 展開科目

展開科目には、以下の科目が属する。これらは、展開的な内容を取扱う科目に相当する。

インターンシップ／租税法原論／都市環境政策論演習／法と経済学／環境法
 実務労働法Ⅰ・Ⅱ／社会保障法／経済法Ⅰ・Ⅱ／トランスナショナル情報法
 ジェンダーと法演習／国際関係論演習Ⅰ・Ⅱ／西洋政治思想史演習
 比較政治学演習Ⅰ・Ⅱ／ヨーロッパ政治史演習Ⅰ・Ⅱ／国民国家論演習
 日本政治外交史演習Ⅰ・Ⅱ／現代政治分析演習Ⅰ・Ⅱ／防災政策論演習

上記は自由選択科目であり、学生が各自の関心を深め、より高度な社会科学の専門知識を修得し、広範な領域にわたる政策学について学ぶものである。

このように、本大学院においては、その目的を達成するために、理論教育・実務教育の両面において、必要とされる授業科目を開設している。特に、重要な手法である体験型政策教育を具体

化したものとして、「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」等の授業科目を開設している。

また、体験型政策教育の実践により、政策プロフェッショナルにとって必要であるが、知識教授型の授業では得ることのできない能力を習得させる教育課程が編成されている。さらに、基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目がそれぞれ開設され、かつ、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されている（資料 2-1: 41-42 頁、資料 2-2）。

（評価の視点 2-2(1)(2)、2-3）

グローバルな視野をもった人材養成という観点からは、国際系科目はもとより、環境や農業をはじめ国内・地方の政策課題を主たる対象とする授業科目であっても、グローバルな視野や議論との連動は内容に含まれているといえる。さらに、本大学院が開講している「グローバル・ガバナンス論」は英語の授業科目として提供されている。（評価の視点 2-4）

〔系統的・段階的履修〕

本大学院が理念としている「体験型政策教育」の中核をなす第 1 年次の「公共政策ワークショップⅠ（12 単位）」および第 2 年次の「公共政策ワークショップⅡA・B（計 8 単位）」を円滑に遂行できるよう、入学後すぐに集中開講される授業科目「政策調査の技法」において、政策実務を調査するための基本的な技法を指導している。

上記の必須科目に加えて、基幹科目のうち「論文作成基礎講義」並びに「公共政策基礎理論」は、ほぼ全ての第 1 年次学生が履修する授業科目である。「論文作成基礎講義」は、学術的あるいは実務的な文章作成能力の涵養を主眼とするもので、関連文献の検索方法や適切な引用の仕方（盗用・剽窃に関する注意を含む）も扱い、それにより大学院におけるペーパー作成の基本を修得させる。「公共政策基礎理論」は、多様なバックグラウンドを持つ学生に対して、法学・政治学における理論の基礎について講義し、他の授業科目の履修を円滑にすることを意図したものである。また、「公共哲学」は、公共性に関する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養するべく、第 1 年次の履修を強く奨励する授業科目となっている。

こうした必須科目・基幹科目の履修に加えて、各自の関心や知識の深まりに応じて、第 1 年次後期以降に幅広い展開科目の履修を指導することが通例である。（評価の視点 2-2 (3)）

〔特色ある取組み〕

本大学院における特色ある取組みとしては、第 1 に、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」を教育課程の中核に置いていることが挙げられる。

第 2 に、本大学院は、法学部出身の学生のみならず、理科系を含めた他学部出身の学生も円滑に履修できるように、以下のような履修上の工夫をしている。

政策実務教育に関しては、第 1 年次の最初に行われる授業科目「政策調査の技法」において、インターネットによる情報収集や、自ら情報を「足で稼ぐ」インタビューなど、政策実務を調査するための基本的な技法を集中的に指導している。これによって、授業科目「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」において必要とされる能力を学生に修得させている。

理論面の教育に関しては、授業科目「公共政策基礎理論」において、公共政策の総論講義を行い、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説している。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法について教授している。

さらに、授業科目「論文作成基礎講義」において、公共政策に関する学術的あるいは実務的な文章作成の基礎的訓練を行っている。これによって、「公共政策ワークショップⅠ」の報告書作成や、「公共政策ワークショップⅡ」におけるリサーチ・ペーパー作成に必要なとされる能力を学生に修得させている。(評価の視点 2-5)

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：平成 28 年度（2016 年度）東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 2-2：平成 28 年度（2016 年度）公共政策大学院講義要綱

項目 4：単位の認定、課程の修了等

各公共政策系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、公共政策系分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

- 2-6：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第21条、第22条、第23条）〔L群〕
- 2-7：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。（「専門職」第12条）〔L群〕
- 2-8：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該公共政策系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門職」第13条、第14条）〔L群〕
- 2-9：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門職」第2条第2項、第3条、第15条）〔L群〕
- 2-10：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門職」第10条第2項）〔L群〕
- 2-11：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門職」第16条）〔L群〕
- 2-12：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を、公正かつ厳格に運用していること。〔F群〕
- 2-13：授与する学位には、公共政策系分野の特性や当該公共政策系専門職大学院の教育内容に合致するふさわしい名称を付していること。（「学位規則」第5条の2、第10条）〔F群、L群〕

<現状の説明>

本大学院の標準修業年限は2年である（東北大学公共政策大学院規程第2条第1項）。

本大学院においては、修了のために48単位の修得が必要である。その中でも、実務教育と理論教育とのバランスを重視している。上記の48単位のうち、「必須科目」22単位の履修が必要であるが、そこに実務面に重点を置いた授業科目である「公共政策ワークショップⅠ」が12単位、「公共政策ワークショップⅡA・B」が計8単位含まれている。また、公共政策に関する主要な授業科

目である「基幹科目」が 18 単位選択必修とされている（東北大学公共政策大学院規程第 20 条）（資料 2-1：36-40 頁）。修了要件である 48 単位は、2 年間で平均週 6 コマの授業に相当するが、履修に際しては、学生の負担が過重とならないよう、アドバイザー教員がきめ細かく指導をすることとしている。アドバイザー教員は、新入生の入学当初に進路に関する面談を行うほか、公共政策ワークショップ I の授業を通じて日常的に指導対象である学生と接しており、学生の資質、性格、進路志望等を熟知し、各々の学生に最適の履修指導が可能となっている。（**評価の視点 2-6、2-9**）

第 1 年次に履修科目として登録することができる単位数の上限は、40 単位である（東北大学公共政策大学院規程第 6 条）（資料 2-1：36-40 頁）。アドバイザー教員は、学生が履修登録を行う前に履修指導を行い、学生の興味関心や進路志望に配慮しながら、学生が第 1 年次に過剰に授業科目の履修登録をすることなく、2 年間にわたってできるだけ均等に履修をするよう指導している。他方で、就職活動の早期化・長期化により、学生には第 1 年次において多くの単位を修得したいという希望が強く、指導に苦慮する面もある。（**評価の視点 2-7**）

在学期間の短縮制度である「1年修了」の適用については、「公共政策大学院課程の1年修了についての申し合わせ」（資料2-3）に基づき実施している。学生に対する周知としては、学生便覧及び講義要綱の中の履修案内において説明している。（**評価の視点2-11、2-12**）

[他の大学院における授業科目の履修等]

本大学院の学生は、本法学研究科長の許可を得て、本大学院運営委員会が別に定める他の大学院における授業科目を履修することができる（東北大学公共政策大学院規程第 14 条）。但し、本大学院において修得したものとみなす単位数は、9 単位を上限としている（東北大学公共政策大学院規程第 16 条）（資料 2-1：36-40 頁）。

平成 27 年度においては、2 名の学生が、計 4 科目について他の大学院における授業科目の履修及び本大学院において修得したものとみなす取扱いが認められている。

平成 28 年度においては、5 名の学生が、計 8 科目について他の大学院における授業科目の履修及び本大学院において修得したものとみなす取扱いが認められている。

[既修得単位の認定]

本大学院に入学を許可された者の入学する前に東北大学大学院又は他の大学の大学院等の教育課程において履修した授業科目に係る既修得の単位については、本大学院の運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が定めるところにより、本大学院において修得したものとみなすことができる。但し、本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、前述の他の大学院における授業科目の履修等により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 9 単位までとしている（東北大学公共政策大学院規程第 4 条）。

平成 27 年度においては、1 名の学生が、計 4 科目の既修得単位について、本大学院において修得したものとみなす取扱いが認められている。

なお、平成 28 年度においては、実績はなかった。（**評価の視点 2-8**）

修了認定は、東北大学公共政策大学院規程に基づき、本大学院運営委員会の議に基づき、法学研究科総合運営調整教授会が行っている（東北大学公共政策大学院規程第 21 条）（資料 2-1：36-40 頁）。

課程の修了認定の基準及び方法は、学生便覧に明記されており、新入生オリエンテーション等でも説明されている（資料 2-1：36-40 頁）。（評価の視点 2-10）

在学期間の短縮は、実務経験を有する学生に限り認めており、その場合には 1 年間で修了も可能である（東北大学公共政策大学院規程第 2 条第 2 項）。但し、下記の通り、修了要件は厳格なものとしている（資料 2-1：44-48 頁、資料 2-3）。これによって、修了生が 1 年間で十分な学習上の成果が得られるよう配慮している。開学以来の実績としては、平成 17 年度に 2 名、平成 18 年度に 4 名、平成 19 年度に 2 名、平成 20 年度に 1 名の、在学期間短縮による修了者があった。（評価の視点 2-11、2-12）

公共政策大学院履修案内（資料 2-1：44-48 頁）

・・・

4 1 年修了について

公共政策大学院の課程を 1 年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1 年修了の制度が設けられています。ただし、1 年修了は、1 年間で 2 年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

（1）手続

1 年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第 1 年次後期の開始時まで、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記（3）③に定めるリサーチ・ペーパーのテーマおよび趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1 年修了の基準」を満たすか否かを判定します。「1 年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1 年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

（2）1 年修了の基準

「1 年修了の基準」とは、実務経験を有し、かつ第 1 年次前期の成績が優秀であることです。

第 1 年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップ I における前期までの平常点も含まれます。

（3）1 年修了の要件

「1 年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

- ①公共政策大学院に 1 年以上在学すること。
- ②公共政策ワークショップ I を 12 単位及び政策調査の技法を 2 単位修得すること。
- ③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（8 単位）。
- ④基幹科目群に属する科目を 18 単位以上修得すること。
- ⑤48 単位以上を修得すること。

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日（2 月上旬）までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

（4）その他

運営委員会により「1 年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第 1 年次後期におい

て1年修了の「要件」を満たすことができなかつた場合には、第2年次における公共政策ワークショップⅡの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

[学位の名称]

東北大学大学院通則第36条第1項は、「修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。」と定め、同条第5項は、

「第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)」

と定める(資料2-1:1-25頁)。

これに基づき、東北大学学位規程第2条7項は、

「第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)

経済学研究科 会計修士(専門職)」

と定め、第4条の2は、「専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。」と定める(資料2-1:53-58頁)。

これらの規定に基づいて、本大学院の修了者には「公共法政策修士(専門職)」の学位が授与されており、これは教育内容に合致する適切な名称であると判断できる。(評価の視点2-13)

<根拠資料>

- ・添付資料2-1:平成28年度(2016年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料2-3:公共政策大学院課程の1年修了についての申し合わせ

(2) 教育方法

項目5：履修指導、学習相談

各公共政策系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談には、固有の目的に即した特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-14：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F群〕

2-15：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F群〕

2-16：履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院においては、第1年次学生には公共政策ワークショップⅠ担当教員（研究者教員1名と実務家教員1名）が、第2年次学生には公共政策ワークショップⅡ担当教員（リサーチ・ペーパー指導教員）が、一人一人の学生に対し「アドバイザー教員」として配置され、学生からの相談に随時対応するとともに、特に重要な事項については運営委員会等を通じ全教員にフィードバックすることとしている。

なお、第1年次学生に対しては、アドバイザー教員が、随時進路指導のための個別面談を行っている。特に、入学時から1月程度経過した時点では、学生に希望する進路等に関する調書を提出させた上で、それに基づいてアドバイザー教員が一人一人の学生に対して時間をかけて面接を行っている。面接の結果は、アドバイザー教員が調書にまとめた上で、学生の提出した調書とともにワークショップⅠ運営委員会に提出し、教員間で学生についての情報を共有し、指導方針に関する意見交換をしている。また、履修指導について、「履修登録の指導について」を教員間で周知し学生に指導、助言を行っている（資料2-1：44-48頁、資料2-4、資料2-5）。(評価の視点2-14)

また、学生に公共政策の実務経験を積ませるため、インターンシップ研修生の派遣を実施している。本大学院においては、学生がインターンシップに際して政策実務に関する実質的業務に関わることができるように、あらかじめ受入機関と協議をした上で学生を派遣してきた。平成23年度からは霞が関インターンシップへの参加も始め、平成24年度からは霞が関インターンシップおよび他の自治体等でのインターンシップを正規の授業科目として単位化している。平成26年度においては、総務省、文部科学省、公正取引委員会、大阪府、東北農政局に計5名、平成27年度においては、総務省、国土交通省、農林水産省、消費者庁、香川県庁、東北地方整備局、東北農政局に計7名、平成28年度においては、総務省および文部科学省に計3名を派遣している（資料2-6）。

学生の派遣に際しては、インターンシップ委員会が中心となって派遣の業務に当たっている。具体的には、派遣先と覚書を締結し、実習時間、実習に係る費用負担、事故への対応、守秘義務その他実習生の遵守すべき事項、実習生の個人情報等について取り決めを行うとともに、派遣される学生も派遣先に誓約書を提出している。

インターンシップ実習の成果については、研修の終了後に参加学生から報告書を提出させるとともに、受入機関から任意で評価書を提出していただいているが、学生からも受入機関からも概して高い評価を得ている。また、学内でのインターンシップ報告会を開催し、教員・学生間での経験の共有を図っている。(評価の視点 2-15)

[特色]

本大学院においては、少人数教育の長所を活かし、第1年次から個々の学生の能力や進路希望に即した指導が可能となる体制となっている。

また、インターンシップについては、各学生の進路希望に応じた霞が関インターンシップや自治体等でのインターンシップに加えて、ワークショップ I の調査・研究テーマに関連したプロジェクト協力機関でのインターンシップも行われている。これにより、大学院での履修とインターンシップの実務経験が有機的に連動することが可能となっている。(評価の視点 2-16)

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：平成 28 年度（2016 年度）東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 2-4：進路指導調書
- ・添付資料 2-5：履修登録の指導について
- ・添付資料 2-6：インターンシップの単位認定に関する申し合わせ

項目 6：授業の方法等

各公共政策系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。そのうえで、教育方法には、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-17：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。(「専門職」第7条)〔L群〕

2-18：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールドスタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。(「専門職」第8条第1項)〔F群、L群〕

2-19：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門職」第8条第2項)〔L群〕

2-20：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。(「専門職」第9条)〔L群〕

2-21：授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院においては、体験型政策教育である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」を、カリキュラムの中核に置いている。これらの授業科目においては、学生が現実に存在する様々な政策課題を実際に自ら調査し、解決策を立案する。

第1年次の「公共政策ワークショップⅠ」では、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織（プロジェクト機関）との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導のもと、6～8名程度の学生がグループ作業で政策課題の具体化・行政機関へのヒアリング・現場調査・統計データの収集を行ないつつ、討論を繰り返して政策提言を作成する。作成された政策提言は、プロジェクト機関の担当者等の前でプレゼンテーションされるとともに、報告書として提出される。

過去5年間および今年度の公共政策ワークショップⅠのプロジェクトは、以下の通りである。

2011

- ・東日本大震災に照らした我が国災害対策法制の問題点と課題に関する実証研究
- ・日本外交における経済協力—対ラオス援助を事例として—
- ・東北地方における広域連合等の広域的实施体制創設の可能性について

2012

- ・東日本大震災に照らした我が国災害対策法制の問題点と課題に対する実証研究Ⅱ（災害復旧対策）
- ・消費者市民社会の実現に向けた施策について
- ・中国を対象とした広報文化外交に関する分析と提言～地方自治体を含めた All Cast Diplomacy の確立をめざして～
- ・震災復興に向けた市民・行政協働型の環境政策の課題と推進方策について

2013

- ・東日本大震災に照らした我が国災害対策法制の問題点と課題に対する実証研究Ⅲ（災害復興・災害予防対策）
- ・農業・農村の震災復興における課題とその解決のための施策について
- ・東日本大震災が日本外交に及ぼした課題と機会
- ・仙台市における大都市行政の今後のあり方

2014

- ・登米市における今後の施策展開のあり方
- ・宮城県における産業の特徴とその持続的発展に資する施策
- ・日本の領海・排他的経済水域の総合的管理
- ・地域から考える経済・社会のグリーン化～環境産業・環境配慮・地域づくりについて～

2015

- ・ 東日本大震災からの復興まちづくり法制に関する研究
- ・ 農業の成長産業化に向けた取組とそのための政策展開
- ・ 広報文化外交の強化に向けて
- ・ 名取市における歳入構造の分析と今後のあり方

2016

- ・ 「確かな学力」の育成を図るための仙台市における教育行政のあり方
- ・ 高齢者の地域居住政策に関する研究
- ・ 「グローバル人材」をめぐる政策・施策の現状評価と将来展望
- ・ 循環共生型地域づくり推進のための政策に関する研究

第2年次の「公共政策ワークショップⅡ」では、学生が実務家教員・研究者教員と相談しながら政策課題を自ら設定する。「公共政策ワークショップⅠ」で調査の基本的な技法を習得した学生は、担当の実務家教員・他の学生と十分な討論を行ないながら、現場で自ら調査することによって調査技法及び実社会での交渉技術を実践的に習得する。

なお、「公共政策ワークショップⅠ」では、全ての学生及び教員が参加する報告会を7月と12月の2度行い、プレゼンテーション能力や質問能力、応答能力の育成を図るとともに、各発表の成果や様々な視点を共有している。また、「公共政策ワークショップⅡ」では、成績優秀者による研究発表会を開催し、高い水準の調査手法や研究成果を学生が共有している。

また、「基幹科目」に属する授業科目では、研究者教員による少人数のスクーリングが行われ、複数の法領域・政策領域にまたがる問題を多角的な学問領域から分析するため、実務家教員や学外の実務家をも交えて授業が行なわれる。また、実務家教員ないしは政策専門家による授業も行われ、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に即して、体系の現実的意味の理解をも目指している。これによって、政策実務を単なる平板なスキルの問題としてではなく、「体系」的・理論的深みを備えた問題として理解させるものとなっている（資料2-2）。

さらに、学生に公共政策の実務経験を積ませるため、本大学院における主体的取組として、項目5で述べたとおり、インターンシップ研修生の派遣を実施している。本大学院においては、霞が関インターンシップに加え、ワークショップⅠのプロジェクトと連動させる形で、東北農政局や東北地方整備局等での独自のインターンシップを実施していることが特色の一つである。（**評価の視点 2-18**）

本大学院は、「少数精鋭の学生に対するきめ細かな教育」を特徴として挙げているが、1学年30人の少人数教育の利点を生かし、ほぼ全ての科目において対話・討論型を重視した授業が行われている。特に「公共政策ワークショップⅠ」においては、グループ作業やヒアリング・現場調査等のフィールドワークを通じて、学生のコミュニケーション能力、問題発見能力、問題構造分析能力、解決策の企画立案能力、解決策を実行するため交渉能力・調整能力・プレゼンテーション能力等を総合的に涵養している。「公共政策ワークショップⅡ」においては、自らが最も関心を有する社会問題について、その問題が発生する社会構造や歴史的経緯、それぞれの関係者の行動原理、現在政府が行っている対策とその評価、先行研究と問題の解決のための処方箋等を自ら調査し、リサーチ・ペーパーにまとめる作業を通じ、多面的な物の考え方や説得的な文章作成能力、

実現可能な企画の立案力と実現力等を高めている。なお、「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」の内容については、「公共政策ワークショップ・ハンドブック」を毎年度学生に改訂・配布しており、学修の全体像が把握できるように配慮されている。1 学年 30 人の定員に比して充実した教員数と施設が、こうした少人数教育を実のあるものとしている（資料 2-7）。（評価の視点 2-17）

なお、本大学院においては、遠隔授業及び通信教育は実施していない。（評価の視点 2-19、2-20）

【特色ある取組み】

本大学院の教育方法は、社会問題の構造把握のための体系的な理論の学習と、問題を解決するための実践とが効果的に組み合わせられたものとなっている。また、修了要件単位 48 単位中「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」で 20 単位を占めることから、全学修過程の中でも大きな部分が学生の主体的な取組によるものであり、その取組を支える学習環境も十分整備されている。実務家教員による本格的な政策実務教育である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」は、従来の大学院教育にはない理論と実務を融合させた意欲的な内容であり、今後一層の成果が期待される（資料 2-3）。履修指導に関しては、少人数教育を生かしたアドバイザー教員による学習指導・進路指導を行っており、これに実務家教員が加わることによって、学業の成果向上や就職支援に関してより効果的なものとなっている。また、入学当初のオリエンテーションと授業科目「政策調査の技法」で学修内容の全体像と政策調査手法の基礎を教授することで、法学部以外からの学生にも配慮した内容となっている。

また、政策実務教育に関する主要な授業科目である「公共政策ワークショップⅠ・Ⅱ」の運営・指導方法につき、丁寧な FD 活動を行い、その改善や新任教員へのサポートに努めている。具体的な成果としては、公共政策ワークショップⅠでの各プロジェクト連携機関との協働や調査の実態について情報共有することにより、特に新任教員が次年度のプロジェクトを計画する際の参考となっていることや、リサーチ・ペーパーの指導について個々の学生の取組みや進捗状況を共有することにより、各アドバイザー教員が各々の学生指導に役立てていることが挙げられる（資料 2-8）。（評価の視点 2-21）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-2：平成 28 年度（2016 年度）公共政策大学院講義要綱
- ・添付資料 2-7：平成 28 年度（2016 年度）公共政策ワークショップ・ハンドブック
- ・添付資料 2-8：東北大学公共政策大学院ウェブサイト【FD と公共政策ワークショップの事後評価】（<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/workshop/>）

項目 7：授業計画、シラバス

各公共政策系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。ただし、シラバスの内容を変更した場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

<評価の視点>

2-22：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F 群〕

2-23：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示すること。

〔「専門職」第10条第1項〕〔F群、L群〕

2-24：授業をシラバスに従って実施していること。ただし、シラバスの内容を変更した場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F群〕

<現状の説明>

本大学院においては、本大学院運営委員会において、毎年度の授業日程、開講科目、各科目の責任教員等を審議・決定している。ここでは、教務委員会が、各教員の希望や、本法学研究科の他専攻の授業計画等を踏まえて調整を行っている。毎年度の授業時間割についても、教務委員会が、上記の諸事情に加えて各学期のバランス等に配慮しながら作成している。

講義要綱（シラバス）（資料 2-2）には、目的、授業内容・方法、授業時間外学習、教科書・教材、成績評価の方法等を明記するものとして、学生が科目の予習・復習を円滑に行うことができるよう配慮している。但し、科目によってシラバスの記載の密度にかなりの差がある。これは授業科目の性質からやむをえない点もあるが、FD 懇談会での議論等を通して各授業科目の担当教員に改善を懇請している点である。（評価の視点 2-22、2-23）

なお、公共政策ワークショップ I については、入学時オリエンテーションの際に各プロジェクトの内容を詳細に説明し、学生と担当教員との質疑応答の機会を十分に設けて各プロジェクトの内容を理解させた上で、学生の希望と適正な人数配分を考慮して、学生の各プロジェクトへの配属を決定している。

学生への連絡は電子掲示板システム (<http://cnd.law.tohoku.ac.jp/pp/>) によって行っており、また教員・学生間では LINE 等の SNS アプリも利用され、授業内容に変更が生じた場合には随時担当教員および事務から学生への連絡がなされている。（評価の視点 2-24）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-2：平成 28 年度（2016 年度）公共政策大学院講義要綱

項目 8：成績評価

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

2-25：成績評価の基準・方法を策定し、かつ、学生に対し明示していること。（「専門職」第 10 条第 2 項）〔F群、L群〕

2-26：学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門職」第 10 条第 2 項）〔F群、L群〕

2-27：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入していること。〔F群〕

<現状の説明>

授業科目の成績については、100 点を満点として、AA（90 点以上）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）の 5 段階評価が設

定され、AA、A、B、Cを合格とし、Dを不合格としている。

成績評価の方法は、専門職大学院としての特性から、学期末の筆記試験等のみならず、学生の報告、質疑討論への参加状況等の主体的な取り組みを成績評価に反映している。これは授業科目ごとに講義要綱に明記し学生に周知している。

また、「公共政策ワークショップⅠ」の成績評価については、各プロジェクトの最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）に基づいて、ワークショップ運営委員会において各グループの成果についての報告・検討を行った上で、個々の学生のワークショップにおける活動状況等により成績が評価される。

「公共政策ワークショップⅡ」の成績評価については、指導教員以外の教員を含めた複数の審査委員が、リサーチ・ペーパーの審査及び口述試験を行っており、修士学位論文の審査に準ずる方法で成績評価をしている。**(評価の視点 2-25)**

その他の各授業科目の成績評価は、責任教員が責任をもって行うが、教員によって評価分布の差が生じないように、「公共政策大学院成績評価基準について（資料 2-9）」を教員に周知することにより、各科目ともAA及びAを原則として学生の3分の1以内としている（資料 2-10）。

(評価の視点 2-26)

また、平成 23 年度から、成績評価に関する不服申立制度を設けている。

成績評価に対する不服申立制度

1. 公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期限内に、当該授業科目の責任教員（以下「責任教員」という。）に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができる。この申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出することによって行う。
2. 1の申立てを受けた責任教員は、特段の事情のないかぎり、別に定める期限内に、当該学生に対して口頭その他の適当な方法により、その成績評価について説明をしなければならない。
3. 2の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3日以内に再審査を申し立てることができる。この申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出することによって行う。
4. 3の申立てがあったときは、教務委員会が再審査を行う。
5. 再審査を行うにあたっては、教務委員会は、2名以上の成績評価審査委員を指名するものとする。ただし、申請用紙に記載された再審査の申請理由が著しく具体性を欠いている場合、または再審査を行っても当該成績評価が変更される見込みがないと認められる場合には、再審査を行わない。
6. 成績評価審査委員は、当該成績評価及び2の説明が適切であったか否かを審査するため、当該成績評価の根拠及び不服申立てに対してなされた説明について、責任教員その他関係する教員から報告を受け、必要に応じて答案その他の成績資料を再点検するものとする。
7. 再審査の結果、成績評価審査委員が、当該成績評価が適切なものであったと判断したときは、その旨を教務委員会に報告するものとする。

8. 再審査の結果、成績評価審査委員が、当該成績評価が不適切なものであったと判断したときは、理由を付して、成績評価について「合格」を与えるべきことを教務委員会に報告するものとする。

9. 8の場合には、教務委員長は、責任教員に対して、成績評価審査委員の報告の趣旨に従い、遅滞なく、改めて成績評価を行うよう勧告するものとする。

10. 8の場合には、教務委員長は、次回の公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、再審査の申立てに係る経緯及び成績評価審査委員による審査結果について報告する。9の勧告に対して責任教員から異議の申立てがあったときには、運営委員会はこれについて審議を行う。

11. 公共政策大学院長は、再審査の申立てを行った学生に対して、専門職大学院係を通じて、最終的な成績評価を通知する。

* 1. に定める学生からの不服申立ての期限は、成績報告期限後 5 日以内とする。

* 2. に定める責任教員による説明の期限は、原則として、不服の申立てがなされた時点から不服申立て期限後 1 週間以内とする。

（1 及び 2 の期限は、いずれもその年度ごとに授業予定表及びカレンダーに従って確定する。）

* 1. 及び 3. に定める申請用紙には、学生の氏名及び学籍番号、授業科目名及び責任教員名、成績評価についての説明または再審査を求める具体的な理由を記載させるものとする。

* 本制度は平成 23（2011）年度に開講される授業科目から適用する。

なお、現在のところ、学生からの不服申立は行われていない。（評価の視点 2-27）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：平成 28 年度(2016 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 2-2：平成 28 年度(2016 年度)公共政策大学院講義要綱
- ・添付資料 2-9：公共政策大学院成績評価基準について
- ・添付資料 2-10：平成 28 年度公共政策大学院授業科目別成績分布

項目 9：改善のための組織的な研修等

各公共政策系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。また、公共政策系専門職大学院の教育水準の維持・向上を図るために、教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。さらに、授業の内容及び方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。くわえて、その結果を利用して、教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが当該公共政策系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。そのうえで、教育方法の改善には、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

＜評価の視点＞

- 2-28：授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施すること。（「専門職」第11条）〔F群、L群〕
- 2-29：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めること。〔F群〕
- 2-30：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕
- 2-31：教育方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

〔改善のための組織的な研修等〕

本法学研究科は、附属の教育研究施設として、法政実務教育研究センター(以下「センター」という。)を置いている(東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程第7条。資料2-11)。センターは、法律及び政策に関する高度な実務教育方法の研究開発を行うことを目的とし、その事業の一つとして、FDに関するセミナーなど、本大学院を含む本法学研究科教員に対するファカルティ・デベロップメント(FD活動)を行っている。(評価の視点2-28)

また、本大学院においては、中央省庁等から2年程度の期間派遣される実務家教員が多いという特徴に鑑み、独自に新任教員へのサポートを行っている。通例8月の着任時には「公共政策大学院新任教員手引き」を手交しつつ職務および生活上のガイダンスを行うとともに、大学教員としての心得等についても研修を行っている。さらに、公共政策ワークショップIの副担当として配置し授業運営の実際を体験してもらい、後期には講義・演習の授業を受け持ってもらいながら、次年度のワークショップIの授業設計にじっくりと取り組んでもらう体制をとっている。(資料2-12)

教育内容、教育方法の改善は、平成25年度より「FD懇談会」が主としてこれに当たっている。このFD懇談会は通例運営委員会後に懇談会形式で行っており、大学院固有の目的にかかるカリキュラム全体の設計から個々の授業科目に至るまで、自由闊達な議論を行う場となっている。(資料2-13)

FD懇談会以外にも、「教務委員会」、「評価改善・基本戦略委員会」、「ワークショップ運営委員会」等の各種委員会にて、問題点の発見・分析・改善が行われている。「教務委員会」は、カリキュラム全体の方針、シラバス作成の指針、授業評価アンケート等を担当する。「評価改善・基本戦略委員会」は、東北大学としての部局評価、外部評価(第三者評価)等を担当する。「ワークショップI運営委員会」および「ワークショップII運営委員会」は、公共政策ワークショップIおよびIIの企画・実施・評価を担当する。これらすべての委員会において院長・副院長が構成員となっており、大学院の運営方針との調整が行われている。

特に、「ワークショップI運営委員会」はメール会議も含めて開催頻度が多く、ワークショップの運営や学生指導に関して情報交換・相互啓発をはじめ、FD全体に関わる多くの議論が為される場となっている。中核的授業である「公共政策ワークショップI」に関しては、各プロジェクトの企画時から担当者による議論を行い、各プロジェクトの実施中も、その進捗状況が逐次報告される。各プロジェクトの終了後には、担当教員が趣旨、経過、成果をまとめて報告しており、翌年度のプロジェクトの企画に生かされている。これらはウェブサイト上でも公表しているほか

(資料 2-8)、検討の結果は「公共政策ワークショップ・ハンドブック」(資料 2-7) にまとめられ、毎年度その成果や反省点を踏まえて改訂をしている。

FD 懇談会他での議論の成果として、リサーチ・ペーパー等の指導や教育方法の共有をはじめ、「公共政策基礎理論」や「政策調査の技法」の構成・内容の見直しや「論文作成基礎講義」の必須科目化等が挙げられる。これは、学生にもっとも密接に関わっている公共政策ワークショップ I の担当教員から指摘を受ける形で、本大学院の学生が調査・研究にあたって必須である素養を確実に身につけさせるためにカリキュラムが見直されものである。(評価の視点 2-29)

学生アンケートに関しては、本大学院では、設置当初の平成 16 (2004) 年度から学生の授業評価アンケートを実施している。この授業評価アンケートは、授業の目的が如何に達成されたかを評価することによって、教育の向上に資することを目的としたものであり、個々の学生が授業を受けたことによって十分な専門知識を備え、授業の目的を達成したかどうかにつき、学生が自らを評価するという方式をとっている。そこでは、学生が直接に授業形態・内容について「どう思う」かを尋ねるのではなく、授業を受けた後の自分自身を「どう考える」かを書かせている。これは、学生の自己評価こそが教員にとってもっとも有意義な授業評価であるという考えに基づいているものである。なお、平成 18 (2006) 年度には、在学生向けアンケートに加え、修了者向けのアンケートを実施している。(資料 2-14、2-15)

また、平成 22 (2010) 年度及び平成 23 (2011) 年度には、アンケートの内容の一部見直しを行い、平成 28 (2016) 年度からは、アンケート結果に対する授業担当教員の所見を学生に対するフィードバックとして実施している。(評価の視点 2-30)

[特色ある取組み]

ワークショップ I・II 運営委員会や FD 懇談会を通じて、カリキュラム全体の構成や個々の授業科目について教員間で闊達な議論が行われ、実際の改善につながる体制が確立している。学生指導に関する経験の共有も十分に行われていると自負している。

また、実務家教員への独自のサポート体制もとられており、それにより行政実務から大学院での教育・研究業務への円滑な移行が可能となっている。(評価の視点 2-31)

<根拠資料>

- ・添付資料 2-8：東北大学公共政策大学院ウェブサイト「FD と公共政策ワークショップの事後評価」(<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/workshop/>)
- ・添付資料 2-11：東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程
- ・添付資料 2-12：「公共政策大学院新任教員手引き」(2016 年度)
- ・添付資料 2-13：公共政策大学院 FD 懇談会実施一覧
- ・添付資料 2-14：平成 28 年度公共政策大学院授業評価アンケート (前期) 集計結果
- ・添付資料 2-15：平成 28 年度公共政策大学院授業評価アンケート (後期) 集計結果

(3) 成果

項目10：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用

各公共政策系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-32：修了者の進路状況等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表していること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

2-33：固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

本大学院においては、修了生が修了届を提出することとしており、そこで修了生の進路を把握している。また、アドバイザー教員が学生と頻繁に接触して進路指導等を行っており、そこでも進路の把握が可能である。

2015年3月、2016年3月の修了生の進路は、以下のとおりとなっている。

2015年3月

- ・ 国家公務員総合職（国税庁、農林水産省）2名
- ・ 地方公務員上級職（宮城県、栃木県、東京都、大阪市、今治市、加美町、富谷町）11名
- ・ 政府関係法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農林漁業信用基金）2名
- ・ マスコミ、サービス関係（NHKエンタープライズ、岩手日報社、みやぎ生協、セブン）4名
- ・ 金融業、保険業関係（日本政策投資銀行、三井住友銀行、日本生命他）4名
- ・ 製造業（東芝）1名
- ・ 大学院（博士課程）進学 3名
- ・ その他 4名

2016年3月

- ・ 国家公務員総合職（国土交通省）1名
- ・ 地方公務員上級職（東京都、大阪府、仙台市、横浜市、岡山市、加美町）9名
- ・ 政府系関係法人（日本銀行）1名
- ・ マスコミ、サービス関係（朝日新聞社、共同通信社、ウェザーニューズ、PwCマーバルパートナーズ、京急不動産）5名
- ・ 金融、保険業関係（日本政策投資銀行、三井住友銀行、荘内銀行、明治安田生命）4名
- ・ 製造業・メーカー・卸小売業（日立製作所、ノマツ）3名
- ・ 大学院進学 1名

本大学院開設以来の修了生254名の進路をみると、国家公務員総合職（旧Ⅰ種）が27名、国家公務員一般職（旧Ⅱ種）が5名、特別職公務員が4名、地方公務員上級職が76名、政府関係法人が14名など、約半数が公共の分野に進んでいる。これらはウェブサイトやパンフレットにおいて公表されている（資料2-16：18頁）。（評価の視点2-32）

[教育効果の測定]

学生からの要請については、入学当初にオリエンテーションを行い、教員・学生間の相互交流を早い段階から図っている。また、アドバイザー教員が日常的に学生と接触しており、その意見を随時くみ取ることができる。さらに、在学生に対する授業評価アンケートおよび修了生に対するアンケートを行い、学生の視点からの教育効果測定を行っている。なお、これらのアンケート結果を教員にフィードバックすることにより、学生からの要請を確実にその後のカリキュラムや指導内容の改善につなげている（資料 2-17）。

また、「政策プロフェッショナルの育成」という本大学院の目的に照らして、修了生の進路を把握し、「公」に関わる就職先に進むことができたかどうかという観点からも、教育効果測定を行っている。現在のところ、中央省庁、地方自治体、政府関係機関、報道機関等、「公」に直接関与する就職先に修了生の過半が進むことができたのは、本大学院の成果を示しているものと判断している。（評価の視点 2-33）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-16：平成 29（2017）年度東北大学公共政策大学院大学院案内
- ・添付資料 2-17：公共政策大学院（公共法政策専攻）自己点検評価報告書（平成 27 年度）

【2 教育内容・方法・成果の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本大学院の教育課程は、以上に説明したように、全体として専門職大学院として求められている基準を満たしているものと判断できる。

とりわけ、体験型政策教育を中核に置いた、従来の大学院とは大きく異なる教育課程を採用している点が長所として挙げられる。これは、専門職学位課程の目的である「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を、公共政策の分野において達成するための教育方法を真摯に検討した結果であり、今後とも継続していきたいと考えている。

教育方法等については、平成 28(2016)年度 公共政策ワークショップ・ハンドブック(資料 2-7)に掲載されているワークショップの実施過程及び平成 29(2017)年度東北大学公共政策大学院 大学院案内(資料 2-16)の在学生・修了生からのメッセージから、「公共政策ワークショップ I・II」を中心に、アドバイザー教員によるきめ細かな履修指導と充実した実践教育を行っている判断できる。

単位認定・成績評価については、その基準及び方法を策定し、授業科目ごとに講義要綱にて明示していると判断できる。また、その基準及び方法に基づいて、厳格な成績評価をしていると判断できる。

履修指導等については、アドバイザー教員が、学生の多様なバックグラウンドや職業観を踏まえて、綿密に実施していると判断できる。

改善のための組織的な研修等については、特に「公共政策ワークショップ I・II」の運営・指導方法につき、丁寧に行われていると自負している。

他方で、問題点としては、経済学系科目が手薄であることが挙げられる。これは、本大学院が本法学研究科の一専攻として設立されたという経緯に由来しており、当初からの課題となっている。「8 点検・評価、情報公開」で後述するように、外部評価や認証評価の際にも指摘を受けてきたところであり、この点は改善が必要と認識している。

また、授業計画、シラバスについて、授業科目によりシラバスの記載の密度にかなりの差がある。この点も引き続き改善を図る必要がある点である。

(2) 改善のためのプラン

経済学分野の開設科目の不足という問題点については、学生の必要や関心分野に応じて、アドバイザー教員が他専攻や他研究科の科目を履修するよう指導すること等により対応してきた。この背景には、そもそも少人数の本大学院の学生の中でも相対的に当該科目の履修希望者が少ないということもあり、自前の科目開設が難しいという背景がある。とはいえ、公共政策大学院として、学生の目をもっと経済学・経営学の分野や統計的な手法に向けさせる必要は感じており、東北大学会計大学院との間で授業科目の相互提供に向けて本大学院運営委員会と会計大学院の間で 2017 年 3 月に「授業科目の相互提供にかかる覚書」を締結した。これに基づき、会計大学院の「経済と経営領域」および「IT と統計領域」に属する授業科目群については、本大学院の「展開科目」と見なす制度を平成 29 年度(2017 年度)に導入する予定である。

また、シラバスの記載の密度の差という点に関しては、引き続き FD 懇談会での議論等を通して各授業科目の担当教員に改善を懇請していきたい。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-2：平成 28 年度(2016 年度) 公共政策大学院講義要綱
- ・添付資料 2-7：平成 28 年度(2016 年度) 公共政策ワークショップ・ハンドブック
- ・添付資料 2-18：大学院経済学研究科会計専門職専攻及び大学院法学研究科公共法政策専攻間における授業科目相互提供に関する覚書

3 教員・教員組織

項目 1 1 : 専任教員数、構成等

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務の架橋教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性にも考慮することが望ましい。

<評価の視点>

- 3-1: 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。(「告示第 53 号」第 1 条第 1 項) [F 群、L 群]
- 3-2: 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われていること。(「専門職」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。) [L 群]
- 3-3: 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。(「告示第 53 号」第 1 条第 6 項) [L 群]
- 3-4: 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。
 - 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
 (「専門職」第 5 条) [F 群、L 群]
- 3-5: 専任教員のうち実務家教員は、5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。(「告示第 53 号」第 2 条第 1 項) [L 群]
- 3-6: 専任教員に占める実務家教員の割合は、公共政策系分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること。(「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項) [L 群]
- 3-7: 公共政策系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論性を重視する科目及び実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。[F 群]
- 3-8: 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準・手続によって行われていること。[F 群]
- 3-9: 専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。(「大学院」第 8 条第 5 項) [L 群]
- 3-10: 教員構成では、職業経歴、国際経験、性別等の多様性をどのように考慮しているか。[A 群]

<現状の説明>

[専任教員数]

本大学院における平成 28 年 5 月現在の専任教員は、「基礎データ [表 2] の通り」16 名であり、うち教授は 13 名、准教授は 1 名、助教は 2 名である。うち専任 (兼担) 教員は 1 名であり、実務家教員は 5 名である。(なお、平成 28 年 6 月末で助教 1 名が退職している。) 設置基準上必要な専任教員数は 10 名であるので、これを満たしている。(評価の視点 3-1、3-2、3-3)

これら教員は、選考委員会での審査および法学部・法学研究科総合運営調整教授会での審査・議決を受けて選任することにより教育上の指導能力の水準を確保するとともに、本法学研究科における F D の企画及び実施の責任者である F D 担当教員がサポートを行っている。

〔専任教員としての能力〕

本大学院の専任教員は、下記の通り、研究者教員も実務家教員もともに、本法学研究科の教員採用手続が適用されており、これによって専任教員としての能力を有する者を採用している。

研究者教員の教育・研究上の実績及び実務家教員の実務経験については、「基礎データ〔表 4〕の通り」である。**(評価の視点 3-4)**

〔実務家教員〕

本大学院は「理論と実践の融合」を旨としており、本大学院の専任教員は、研究者教員 11 名、実務家教員 5 名から構成されている。本大学院においては、実務家教員は、霞が関の中央省庁から現役の行政官を 2~3 年程度派遣してもらう形で確保している。実務家教員は、「基礎データ〔表 4〕の通り」、5 年以上の実務経験を有しており、その経歴からも明らかなように、高度の実務能力を有している。平成 28 年 5 月時点では、実務家教員 5 名を中央省庁（総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省）から受け入れ、政策実務教育を行っている。**(評価の視点 3-5、3-6)**

〔専任教員の分野構成・科目配置〕

本大学院の専任教員の分野構成は、設立以来変動があるが、平成 28 年 5 月時点では、研究者教員について行政法、租税法、行政学、労働法、防災法、西洋政治史、国際政治学、中国近代政治史となっている。実務家教員は、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省から受け入れている。各教員の担当科目は、「基礎データ〔表 3〕の通り」である。

また、学生が幅広い分野の知識と多面的な視点を得られるよう、社会保障法、経済法等を本学教員が教授しているほか、非常勤講師により経済学理論、財政学等の授業科目を開講している。さらに、外部講師として自治体首長、事務次官経験者、NPO職員等を招聘して政策実務教育の充実を図っている。**(評価の視点 3-7、3-8)**

〔教員の構成〕

教員の年齢構成は、「基礎データ〔表 3〕の通り」60代が 1 名、50代が 5 名、40代が 7 名、30代が 3 名である。**(評価の視点 3-9)**

教員人事については、実務家教員であれば出身組織、国際経験を含む実務経験が適正なものになるよう検討しており、研究者教員については、法学、政治学等構成や性別等を考慮し、教員選考委員会において検討したうえで進めている。

(評価の視点 3-10)

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：公共政策大学院（公共法政策専攻）自己点検評価報告書（平成 27 年度）

項目 12：教員の募集・任免・昇格

各公共政策系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努める必要がある。

＜評価の視点＞

3-11：教授、准教授、助教、講師、客員教員、任期付き教員等の教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。〔F群〕

3-12：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、運用していること。〔F群〕

＜現状の説明＞

本大学院の専任教員は、研究者教員も実務家教員もともに、本法学研究科の教員採用手続によって採用している。すなわち、5名程度の教員により選考委員会を設置し、候補者の教育・研究能力を評価した上で報告書を作成する。なお、実務家教員については、選考委員会に実務家教員が必ず参加することとして、その実務能力を適切に評価することができるようにしている。選考委員会の報告書に基づいて、教授会での投票結果により教員を採用する。このような手続を経ることにより、専任教員としての能力を有する者を採用している。

なお、教員組織の編成方針について明文化したものはないが、「体験型政策教育」、特に「公共政策ワークショップⅠ」を各年度4プロジェクト開講できるよう実務家教員5名を確保しつつ、研究者教員については専門分野、年齢、性別のバランスを考慮して選考を行っている。

教員の選考・昇格基準についても、本大学院で明文化したものはないが、大学全体の方針として「国立大学法人東北大学教員選考基準（資料3-2）」を定めており、それに則った運用を行っている。（資料3-3、資料3-4、資料3-5、資料3-6）（**評価の視点 3-11、3-12**）

＜根拠資料＞

- ・添付資料 3-2：国立大学法人東北大学教員選考基準
- ・添付資料 3-3：国立大学法人東北大学教員の任期に関する規程
- ・添付資料 3-4：東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規
- ・添付資料 3-5：東北大学大学院法学研究科における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ
- ・添付資料 3-6：東北大学大学院法学研究科公共政策大学院における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ

4 学生の受け入れ

項目 13：学生の受け入れ方針、定員管理

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されていることが必要である。さらに、固有の目的を実現するため、学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

各公共政策系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。〔F群〕

4-3：選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。〔F群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を受け入れていること。

〔F群〕

4-5：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F群〕

4-6：入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第10条第3項）〔F群、L群〕

4-7：学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院の入学定員は30名、収容定員は60名である。

平成26年度から平成28年度における志願者・合格者・入学者数の推移は、「基礎データ〔表5〕の通り」である。

[学生の受け入れ方針等]

本大学院のアドミッション・ポリシーは、下記の通りである（資料4-1：19頁）。

東北大学公共政策大学院が受け入れる学生像とは、そのカリキュラムによって自己の能力を一層涵養することのできる人物であり、具体的には以下の資質を持つ人物です。

- ・公務及び公共政策の立案・制度設計に不可欠の法学・政治学への理解を、基礎レベルで有すること。

- ・討論・交渉・文章作成などコミュニケーション能力を豊かに持ち、集団作業への適性を有すること。

- ・公共性への情熱を持ち、公務に対し献身的な資質を有すること。

したがって入学試験では、入学後科目履修に必要な法学・政治学への基礎的な理解を有していることを考査するとともに、「公共政策ワークショップ」において集団作業に積極的に参加する人物であることを面接で審査します。これによって、法学部卒業生のみならず有利にならない試験を実施し、社会人・他学部学生が受験しやすいように配慮します。

このアドミッション・ポリシーは、ウェブサイトを通じて公表されているほか、学内外での入試説明会やパンフレットの配布等を通じ広く社会に向け発信されている。**(評価の視点 4-1)**

また、入学試験の選抜方法・手続きについても、ウェブサイト、入試説明会やパンフレットの配布を通じ、社会に広く公表している。**(評価の視点 4-3)**

本大学院の入学試験は、平成 21 年度入学者向け入試から、提出書類、小論文および面接の総合判定により行うこととしている（資料 4-1：19 頁、資料 4-2、資料 4-3、資料 4-4、資料 4-5）。**(評価の視点 4-2)**

小論文は、受験者の法学・政治学についての基礎的な理解を考査し、かつ現代社会が抱える政策課題についての基礎的な知見を審査することを目的としている。小論文の問題は、内政関係の政策課題、経済に関連する政策課題、および国際関係の政策課題の 3 分野から出題している。小論文は、A B C D の 4 段階で評価する。

面接は、受験者のコミュニケーション能力や集団作業能力等を総合的に判定するために行われる。複数の面接実施委員により、受験者 1 人ずつ、約 60 分かけて実施している。この面接には、本大学院のほぼ全教員が参加している。面接は、提出書類の記載事項等も参考として、A B C D の 4 段階で評価する。

受験者の合否は、判定委員会の議を経て、運営委員会により決定する。合否の判定は次の基準による。

- ① 小論文または面接のいずれかが D であるものは不合格とする。
- ② ①を除き、小論文または面接のいずれかが A であるものは合格とする。
- ③ 両者とも C であるものは不合格とする。ただし、出願時の提出書類等から特別の事情有りとする認める場合には、判定委員会が合格とすることができる。
- ④ 両者とも B であるもの、又は一方が B であり、もう一方が C であるものは、判定委員会による。

また、公共政策に関する実務に 3 年以上携わった者については、面接試験のみにより選考を行う特別の入試方法を設けている。

[入学者の選抜方法]

上記の学生の受け入れ方針等に記載のとおり、本大学院の入学選抜方法は、提出書類、小論文および面接の総合判定により行っており、合格者の決定方法としては、本大学院運営委員会の下に設置された判定委員会の議を経て、本大学院運営委員会により決定している。**(資料 4-5) (評価の視点 4-4)**

[障がいのある者が受験する場合の対応方法]

各募集要項において、入学志願者で受験上及び修学上配慮を必要とする場合には、所定の期日までに所定の連絡先まで申し出るよう注記している。なお、申し出があった場合には、受験上の配慮については、本大学院の入試委員会で協議することとなり、また、修学上の配慮に至っては、本学の学生相談・特別支援センターと連携し対応を行うこととなる。

ただし、これまで、受験上及び修学上配慮の申し出はない。**(評価の視点 4-5)**

〔定員管理〕

本大学院の入学定員及び収容定員は、それぞれ入学定員 30 名及び収容定員 60 名と規定されている（東北大学大学院通則第 2 条）。ただし、項目 21 で後述するとおり、本大学院の定員管理については点検・評価の際に問題点として指摘されることが多かった。様々な改善の取り組みの成果もあり、平成 24 年度および平成 25 年度には定員充足が達成されたものの、平成 26 年度から平成 28 年度における志願者・合格者・入学者数の推移をみると、いずれの数値も減少傾向にあり、とりわけ入学者数に至っては、入学定員を大きく下回る結果となっている。この背景としては、公務員志向の志願者を主とする本大学院の出願者数が景気動向に左右される傾向にあると推測しており、また、2011 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島原発事故の影響なども少なからずは影響しているものと考えている。なお、この状況を克服すべく、全国各地においての説明会の開催など広報活動の強化等により改善を図っている。

他方、平成 24 年度入学者向け入試から、合格者決定の際に合格者数や併願状況等を考慮して、追加合格の候補者および順位を決定する追加合格の制度を導入した。もともと、本大学院の特色であるワークショップ I の集団作業を遂行できる最低限の能力等の基準は厳格に守るという方針から、追加合格者を出すことは非常に稀である。そのため、追加募集の入試を 1 月に行うことが多かったが、平成 27 年度（2015 年度）からはこれを第 2 期募集として定期化し、入学者選抜の複数回化を採用している。平成 29 年度入学者向け入試においても、平成 29 年 1 月 21 日に第 2 期募集の入学試験を行い、9 名の合格者を出している。（評価の視点 4-6）

◆参考データ

入学者数 24 年度 30 名（100.0%）、25 年度 31 名（103.0%）、26 年度 26 名（86.6%）、27 年度 23 名（76.6%）、28 年度 21 名（70.0%）

在学者数 24 年度 60 名（100.0%）、25 年度 63 名（105.0%）、26 年度 64 名（106.6%）、27 年度 55 名（91.6%）、28 年度 50 名（83.3%）

志願者数 24 年度 71 名、25 年度 79 名、26 年度 67 名、27 年度 73 名、28 年度 51 名

〔特色〕

入学試験に関しては、アドミッション・ポリシーを公開し、本大学院が求める学生像を明示している。その上で、アドミッション・ポリシーに合致した者を学生として入学させるための入学試験方法を工夫している。特に、複数の面接実施委員が、受験者 1 人ずつ約 60 分かけて面接を行うことにより、公共政策に携わることに適している人材を慎重に選抜している。（評価の視点 4-7）

<根拠資料>

- ・添付資料 4-1：平成 29（2017）年度東北大学公共政策大学院案内
- ・添付資料 4-2：平成 29（2017）年度東北大学公共政策大学院学生募集要項（第 1 期募集）
- ・添付資料 4-3：平成 29（2017）年度東北大学公共政策大学院学生募集要項（政策法務教育コース）
- ・添付資料 4-4：平成 29（2017）年度東北大学公共政策大学院学生募集要項（第 2 期募集）
- ・添付資料 4-5：公共政策大学院の入学試験に関する内規

項目 14：入学者選抜の実施体制・検証方法

各公共政策系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を継続的に検証することが望ましい。さらに、固有の目的に即した特色ある入学者選抜の実施体制・検証方法の取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

4-8：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F群〕

4-9：学生の受け入れ方針、選抜基準・方法等を継続的に検証しているか。〔A群〕

4-10：入学者選抜の実施体制・検証方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

[実施体制]

本大学院においては、「公共政策大学院の入学試験に関する内規」を定め、この規定に基づいて、小論文試験の作題委員の選出、面接実施委員の選出等を行っている。

入試問題の作成に当たっては、各作題委員が草案を作成した後に、作題委員会で検討を行い、さらに点検委員会が二重にチェックする体制をとっている。これは、入試ミスを防止するという全学の方針に則って整備されたものでもある。

入試実施後には、判定委員会により試験成績の評価をした上で、公共政策大学院運営委員会の議決により可否を決定している。この判定委員会の場合には各出願者について時間をかけた綿密な評価が行われ、その際に本大学院の教育を受ける資質・能力があるか教員間で議論が為される。

入学試験の実施については、入試委員会が担当し、具体的な実施要領を定めて、教員及び事務職員の協力により実施している（資料 4-5、資料 4-6、資料 4-7、資料 4-8）。(評価の視点 4-8)

各入試時の判定委員会および運営委員会で為された教員間での議論は、学生の受け入れ方針や入学試験の方法に関する改善案に及ぶこともあるが、これまでのところ小論文と「60分面接」の妥当性には概ね合意があり、実際の見直しは行われていない。(評価の視点 4-9)

[特色ある取組み]

本大学院の入学者選抜に関する特色ある取組みとしては、上記の通り、面接を重視し、受験者1人ずつ約60分かけて面接を実施している点が挙げられる。このため、入学試験の際には、本大学院のほぼ全教員が2日間を費やしている。このように大きな労力を必要とするが、それによって、公共に関わる職務に対する受験者の適性や、公共の問題に対する受験者の関心を的確に判断することができる。また、入学前の段階から、教員間で学生の関心・能力・性格等に関する多くの情報が共有でき、入学後の最適な指導を可能にするというメリットもある。(評価の視点 4-10)

<根拠資料>

- ・添付資料 4-5：公共政策大学院の入学試験に関する内規
- ・添付資料 4-6：平成 29（2017）年度公共政策大学院入学試験（第 1 期募集）実施要領
- ・添付資料 4-7：平成 29（2017）年度公共政策大学院入学試験（政策法務教育コース）実施要領
- ・添付資料 4-8：平成 29 年度（2017 年度）公共政策大学院入学試験（第 2 期募集）実施要領

【4 学生の受け入れの点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

学生の受け入れ方針については、アドミッション・ポリシーを公開し、本大学院が求める学生像を明示している。その上で、アドミッション・ポリシーに合致した者を学生として入学させるための入学試験方法を工夫している。特に、複数の面接実施委員が、受験者1人ずつ約60分かけて面接を行うことにより、公共政策に携わることに適している人材を慎重に選抜している。この面接を重視した入学試験方法は、本大学院の長所の一つであると認識しており、今後とも継続していきたいと考えている。

他方で、これまで定員管理に必ずしも成功していない点については、「8 点検・評価、情報公開」で後述するように、外部評価や認証評価の際にも指摘を受けてきたところであり、改善が必要と認識している。

入学者選抜の実施体制・検証方法については、入試委員会を中心に、作題委員会および点検委員会による入試問題の作成、受験者一人一人に時間をかけた判定会議のあり方といった点で十分に機能していると判断している。

(2) 改善のためのプラン

定員管理の問題については、入試回数の複数化や広報活動の強化、長期履修制度の導入等の施策に努めている。また、入学辞退者数の見積もりがうまくいっていなかった点にも原因があると考え、平成24年度入学者向け入試から、追加合格の制度を設けたが、選抜基準を厳格に適用するという考慮もあり、実際にはこれを活用してこなかった。この点については、最近の入学辞退者数の動向も見据えながら、注意深く適用を検討したい。また、本大学院として、引き続き広報活動の強化やワークショップⅠの成果をより積極的に社会に問うなどのアピールに努め、志願者数の増加を図る所存である。

5 学生支援

項目 15 : 学生支援

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を整備し、支援することが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者を受け入れるための支援体制も整備し、支援等を行うことが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。
〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。〔F群〕

5-4：障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っていること。〔F群〕

5-5：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-6：留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。
〔A群〕

5-8：学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

学生生活への支援に関しては、以下の取り組みを行っている。まず、心身に不調を抱えた学生に対しては、東北大学として保健管理センター、学生相談・特別支援センター等の施設が設けられており、本大学院の学生も利用することができる。また、本大学院においても、「精神面での不調を抱えた学生への指導のガイドライン」(資料 5-1) を設けて、指導方針を定めている。さらに、全学の学生相談所とは別に、本大学院と法科大学院と共同で学生心理相談室を設置し、毎月 2 回、外部の臨床心理士による心理カウンセリングを実施しており、学生が学生生活に対する悩み等があれば利用できる環境を整備している。(資料 5-2、資料 5-3、資料 5-4、資料 5-5) (評価の視点 5-1)

また、学生に対する各種ハラスメントの防止のために、東北大学として「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」(資料 5-6)、「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」(資料 5-7) が定められており、ハラスメント相談の窓口の紹介を含め、新入生オリエンテーション時や掲示によって学生にも周知されている。(資料 5-8、資料 5-9) (評価の視点 5-2)

学生に対する経済的支援としては、本大学院の学生は、入学料または授業料の免除および徴収猶予、学生寮、奨学金など、東北大学の施設・制度を利用することが可能であり、実際に相当数の学生が利用している(資料 5-10 : 59-61 頁、資料 5-10 : 62-68 頁、資料 5-11、資料 5-12)。ま

た、東日本大震災で被災した新生入生に対しては、特に入学料免除、授業料免除、奨学金支給および無償の寄宿舎提供等の措置が設けられている（資料 5-13）。**（評価の視点 5-3）**

学生の課程修了後を見越したキャリア支援、進路選択のための助言・指導の体制に関しては、本大学院は、新生入生の入学前から公務員試験の受験準備等について指導をはじめている（資料 5-14）。入学後は、第 1 年次において実務家教員がアドバイザー教員に就き、入学当初から個々の学生の進路の希望を調査し、国家公務員試験の成績等を勘案しながら進路に関する指導を一貫して行っている（資料 5-15、資料 5-16）。進路指導の内容は、ワークショップ運営委員会において検討され、教員間で共有されている。

また、東北大学としても、学生の進路選択および就職活動の支援のために、キャリア支援センターを設けており、本大学院の学生も利用が可能である（資料 5-17）。

その他、「2-(2)教育方法等」において述べたインターンシップも、学生の進路選択に貢献している（資料 5-18）。**（評価の視点 5-5）**

障害を要する学生への対応について、現在、該当する学生の在籍はないが、修学上の配慮に至っては、平成 28 年 4 月に全学で定めた「障害のある学生への配慮に関するガイドライン」（資料 5-19）に基づき、本学の学生相談・特別支援センターと連携し対応を行うこととなる。**（評価の視点 5-4）**

留学生については、入学試験の基準をクリアする受験生がいなかったために在籍の実績はないが、全学の組織である教育・学生支援部留学生課国際交流サポート室において、在留資格、住宅、生活相談等日本で生活をするうえで必要な情報について支援を行っている。

他方、社会人学生については、休職あるいは在職したままの就学希望に関しては、入試委員会が個別の相談に応じる体制となっている。平成 27 年度（2015 年度）より長期履修制度が導入され、これも現在 1 名の社会人学生に利用されている。**（評価の視点 5-6）**

〔学生の自主的な活動・同窓会組織等に対する支援体制〕

本大学院の学生は、エクステンション教育研究棟に設置されているコモンルーム等の場での交流を通して、自主的な活動を活発に行っている。コモンルームは第 2 年次学生の幹事学生により自主的に管理されているが、ワークショップ作業室や自習室と近接しているため、第 1 年次学生も含めて交流や情報交換のラウンジとしての機能を果たしている。毎年春と秋には、教員も含め、スポーツ大会とバーベキュー・芋煮会の開催が定例化している。また、就職活動の情報共有（「体験記」の編集含む）も重要な機能となっている。こうした活動に対しては、公式の支援体制は存在しないものの、教員有志により費用も含めた支援が行われている。（資料 5-20）

同窓会組織については、第 1 期の修了生が始めた公共 OB・OG 会が代々引き継がれる形で定着し、8 月末の入試説明会に合わせて東京で開催されることが慣例となっている。現在では、200 名余の修了生に加えて、教員（元実務家教員を含む）も多数参加する大規模なものとなっている。

この OB・OG 会に対する支援体制としては、名簿管理や教員・在籍学生との連絡について歴代院長の所掌事項となってきた。ただし、修了生の数が増えて名簿管理業務も煩雑になり、また直接の面識がないものの同窓会ネットワークが機能することも見られるようになってきたことから、平成 28 年度（2016 年度）に公共 OB・OG 会を法学部同窓会公共支部とし、より大規模な法学部同窓会のネットワークに組み込むこととした。**（評価の視点 5-7）**

[特色]

少人数教育の利点を生かした充実した学生支援は、本大学院の自負するところである。また、員や在籍学生との交流も含めた OB・OG 会の緊密なネットワークは、社会の重要課題について修了生を含めた議論を可能としているものでもある。(評価の視点 5-8)

<根拠資料>

- ・添付資料 5-1：精神面での不調を抱えた学生への指導のガイドライン
- ・添付資料 5-2：学生心理相談室について
- ・添付資料 5-3：東北大学高度教養教育・学生支援機構規程
- ・添付資料 5-4：学生相談・特別支援センターご利用案内
- ・添付資料 5-5：東北大学学生相談・特別支援センターウェブサイト
(<http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>)
- ・添付資料 5-6：国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- ・添付資料 5-7：ハラスメント問題解決のためのガイドライン
- ・添付資料 5-8：ハラスメントの防止と解決のために
- ・添付資料 5-9：東北大学ハラスメント防止対策ウェブサイト
(http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/open/harassment/new_harassment/top/top.htm)
- ・添付資料 5-10：平成 28 年度(2016 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 5-11：入学料免除等ウェブサイト (<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/entrance.html>)
- ・添付資料 5-12：授業料免除等ウェブサイト (<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/tuition.html>)
- ・添付資料 5-13：東北大学東日本大震災で被災した新入生への経済的支援ウェブサイト
(<http://www2.he.tohoku.ac.jp/shogaku/files/28new.pdf>)
- ・添付資料 5-14：公務員試験受験準備、来年度国家公務員採用試験総合職試験
(政治・国際、法律、経済区分) の受験、入学前の学習について
- ・添付資料 5-15：進路指導調書 (2-4 に既出)
- ・添付資料 5-16：国家公務員採用 I 種試験第 1 次試験の自己採点申告様式
- ・添付資料 5-17：東北大学キャリア支援センターのご案内
- ・添付資料 5-18：インターンシップの単位認定に関する申し合わせ (2-6 に既出)
- ・添付資料 5-19：障害のある学生への配慮に関するガイドライン
- ・添付資料 5-20：就活体験記 (当日閲覧資料)

【5 学生支援の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

学生生活に関する相談や各種ハラスメント、学生への経済的支援についての相談体制については十分に整備され、機能していると判断している。

但し、毎年若干名の学生は希望する進路がなかなか決まらない等の事情から、心身上の問題を抱えるケースも見られる。そうした場合、個人のプライバシーへの配慮や保秘の観点から関係者を最小限にとどめるため、ほぼアドバイザー教員と院長で対処することとなり、負担が過重になっている。

学生の自主的な活動や同窓会組織に対する支援体制については、公式のものは存在しないが、院長をはじめ教員有志が事実上の支援を行っている。もっとも、この点でも組織的な対応が望ましいと認識している。

(2) 改善のためのプラン

心身上の問題を抱える学生への対応については、一部教員に負担が偏らないよう、できる限り情報共有を行い、組織的な対応にあたるよう努めたい。この点については、ワークショップ I 運営委員会や懇談会等の際に、学生の状況について定期的に報告を求め、情報共有を図るようにしている。

学生の自主的な活動や公共 OB・OG 会に対する支援体制としては、今後は法学部同窓会事務局の助力も仰ぎながら、より一層の整備が行われるものと考えている。

6 教育研究等環境

項目 16 : 施設・設備、人的支援体制の整備

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、各公共政策系専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 6-1：講義室、演習室その他の施設・設備を公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。〔「専門職」第17条〕〔F群、L群〕
- 6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕
- 6-3：障がいのある者のための施設・設備を整備していること。〔F群〕
- 6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕
- 6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕
- 6-6：施設・設備、人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

平成 22 年 7 月に東北大学片平キャンパス内にエクステンション教育研究棟が完成し、本大学院の学生の学習環境は大きく改善された。

エクステンション教育研究棟はバリアフリー設計であり、地上 6 階建て、延べ床面積約 6,850m²で、大学本部施設、法科大学院及び会計大学院と共同で利用している。本大学院の法政実務図書室・教室・自習室・ワークショップ作業室などの施設が集約され、建物および各フロアの入り口はカードキーによる入退館管理システムとなっており、所属・身分によって利用できる範囲及び利用可能時間を管理している。本大学院の学生は自習室・ワークショップ作業室を 24 時間利用可能である。

法政実務図書室は、法科大学院と共用の図書室であるが、約 2 万 5 千冊の図書を備え、閲覧机（4 つ、16 席）や自習用の個人キャレル 35 席を設置して、在学生の学習環境の支援を行なうとともに、市民にも開放されている。

大講義室（収容人数 156 名）や 3 つの小講義室（収容人数は 2 室が 72 名、1 室が 48 名）は、大型のスクリーンや視聴覚機器および情報通信設備を備え、講義や演習のほか、国際会議などにも対応できる施設となっている。さらに、3 つの演習室（収容人数 24 名）と 6 つのゼミ室（収容人数 12 名）を備えており、少人数教育への対応にも十分である。ワークショップ作業室（収容人数 12 名）には、パソコン・プリンター等の情報機器が備えられている。また、全館の主要箇所に無線 LAN アクセスポイントを設置し、講義室や自習室のほか、コモンルームからもネットワークに接続することが可能となっている。（評価の視点 6-1、6-3）

ワークショップ作業室（収容人数 12 名）、自習室、コモンルーム（収容人数 12 名）、情報処理コーナー室（19 席）等は、学生に常時開放されている。自習室の座席及びロッカーは、学生個人ごとに指定されている。コモンルームは、項目 15 で触れたように主として第 2 年次学生に利用され自主的に管理されているが、ワークショップ作業室や自習室と近接しているため、第 1 年次学生も含めて交流や情報交換のラウンジとしての機能を果たしている。これらの施設は、利用でき

る範囲及び利用可能時間をカードキーによって管理している。(資料 6-1 : 81-86 頁)

こうしたインフラ面の整備に加え、ワークショップ内の学生同士の交流、授業における第 1 年次学生と第 2 年次学生との交流、フィールドワークを通じた「現場の声」の聴取や社会問題との接触等により、問題意識の涵養が図られている。また、「公共政策ワークショップ I・II」は、講義形式の一方通行の授業ではなく、調査テーマの最終的な設定から最終報告書の作成まで、すべてが学生の自主的な取組に委ねられており、授業そのものが学生の主体的な学習を促すものとなっている。(評価の視点 6-2)

本大学院の情報関連設備としては、情報処理コーナー室に有線 LAN に接続したパソコン 19 台等が置かれており、24 時間利用が可能である。また、ワークショップ作業室にも、パソコン・プリンター等の情報機器が備えられている。加えて、各教室及び自習室では、無線 LAN の使用が可能である(資料 6-1 : 81-86 頁)。

また、本大学院の学生には、入学時にメールアドレスが配付され、ウェブサイト上の「教員・学生のページ」へのアクセスが認められる。ここには電子掲示板と共有フォルダがあり、学生への迅速な連絡、講義資料の事前配付、ワークショップ作業の学生間共有等に活用されている。なお、入学時オリエンテーションの際に、ファイル共有ソフトの使用、ソフトウェアの違法コピー等の禁止について指導し、情報機器の適正な使用が行われるよう配慮している(資料 6-2、資料 6-3)。(評価の視点 6-4)

人的支援体制として、本大学院と法科大学院と共同で設置している学生心理相談室には、毎月 2 回、外部の臨床心理士が在室し、心理カウンセリングを実施している。

法政実務図書室においては、司書資格を有する事務補佐員を配置し、レファレンス業務等の教育研究支援に寄与している。

また、情報ネットワーク担当の講師による本大学院のネットワークの利用環境の整備等を行っており、学生に対する情報機器関連のトラブル相談、利用者説明会を実施している。(評価の視点 6-5)

[特色ある取組み]

本大学院においては、体験型政策教育の中核である「公共政策ワークショップ I」の実施のために、以下のような取組みをしている。

まず、4 つのワークショップ作業室を設け、各部屋にパソコン、プリンター等の設備を整えている。上記の通り、図書の利用についても便宜が計られている。

また、公共政策ワークショップ I については、東北大学法学部教育研究基金(JR 東日本寄附金)による教育研究助成を活用して、プロジェクト毎に年 50 万円(平成 27 年度までは年 30 万円)の経費を用意しており、資料収集経費や実地調査のための旅費、講師招聘のための費用として使われている。さらに、ワークショップ I で必要な海外調査に対しては、JR 東日本グローバル人材育成プログラム基金(通称「はやぶさ基金」)から、別途 1 人 8 万程度の旅費支援を行っている。

これらの取組みにより、体験型政策教育を実のあるものとしている。(評価の視点 6-6)

<根拠資料>

- ・添付資料 6-1 : 平成 28 年度(2016 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 6-2 : ファイル共有ソフトの使用禁止について

- ・添付資料 6-3：コンピューターネットワーク安全・倫理に関するガイドライン

項目 17：図書資料等の整備

各公共政策系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-7：図書館（図書室）には公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

エクステンション教育研究棟には、法科大学院と共用で、法政実務図書室を置いている。法政実務図書室には、自主的学習のために必要な図書その他の資料が十分に配置されており、パソコンによる情報検索も可能となっている。図書の貸出は、原則として期間は2週間以内、冊数は5冊以内としている。なお、図書の一部は公共政策大学院資料とされており、これらは公共政策ワークショップでの調査研究に必要な場合、ワークショップ作業室に置いて、そこで閲覧することができる。また、東北大学内の図書館、図書室では、キャンパス間資料搬送サービスが設けられており、本大学院の学生は、法政実務図書室経由で、他キャンパスの図書館、図書室の資料を利用することができる（資料 6-1：87-89 頁、資料 6-1：90-91 頁、資料 6-4）。また、約 27,000 タイトルの電子ジャーナルや国内外の新聞等の各種データベースについては、学内 LAN での利用が可能である。

また、本大学院の学生は、附属図書館本館をはじめ、他キャンパスの図書館も利用することができる。このうち、附属図書館本館は和洋書約 400 万冊、和洋雑誌約 84,000 タイトルを所蔵し、教員には学生閲覧室図書 10 冊 3 週間、書庫図書 100 冊 6 週間、学生には学生閲覧室図書 10 冊 3 週間、書庫図書 50 冊 6 週間の貸出となっている。（評価の視点 6-7、6-9）

法政実務図書室には教員は 24 時間入室できるが、学生については、平日が 9 時から 19 時まで、土日が 13 時から 17 時の開室時間内となっている。また、附属図書館本館の開館時間は、平日 8 時から 22 時、土日が 10 時から 22 時となっている。なお、電子ジャーナルや各種データベースについては、学内 LAN あるいは VPN 接続で 24 時間利用可能である。前述の利用規程ともあわせて、図書資料等の利用環境は充実しているといえる。（評価の視点 6-8）

<根拠資料>

- ・添付資料 6-1：平成 28 年度(2016 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 6-4：東北大学附属図書館本館利用案内

項目 18：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各公共政策系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動・研究活動、社会への貢献及び組織内運営への貢献等について評価し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔F群〕

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保障していること。〔F群〕

6-13：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F群〕

6-14：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

基礎データ〔表 3〕に授業担当が記載されているが、本大学院では、特定の教員の授業担当時間が過度の負担にならないようバランスに配慮しており、教育の準備や研究活動が可能となるようにしている。さらに、本法学研究科として研究者教員については、6年以上継続した勤務した教授又は准教授を対象に、職務の一部を免除したサバティカル制度を整備しており、今まで5名の取得があった。（資料 6-5）（評価の視点 6-10、6-12）

個人研究費については、平成 28 年度は、配分上限額を設定したうえで、全教員に対し配分希望額を申告させたうえで、個人研究費を配分している。また、研究者教員、実務家教員とも、個別の研究室が整備されており、教育研究活動において十分な環境を用意している。（評価の視点 6-11）

教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営への貢献については、本法学研究科において、「研究・教育の概要」として、2年に一度（直近では平成 27 年度）教員個人の活動を冊子として取りまとめ、研究科長が確認を行っている。（資料 6-6）（評価の視点 6-13）

<根拠資料>

- ・添付資料 6-5：法学研究科サバティカル制度に関する内規
- ・添付資料 6-6：東北大学大学院法学研究科・法学部『研究・教育の概要第 1 2 号』（当日閲覧資料）

【6 教育研究等環境の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

エクステンション教育研究棟の竣工により、本大学院の教室・自習室等の設備、情報関連設備および図書設備は、教員、学生のニーズに十分に対応できるものであると判断できる。特に、「公共政策ワークショップ I」の実施のために、充実した設備と環境を整えていることが長所としては挙げられる。

但し、ワークショップ I 経費は、JR 東日本より「震災復興」を趣旨の一つとして受けた寄附金からの支出であり、財政基盤が長期的には安定していないという問題がある。

(2) 改善のためのプラン

体験型政策教育の中核であるワークショップ I を継続して行うために、今後とも外部資金（寄附金）の獲得に努めたい。また、現在、東日本大震災で高齢化が加速化した東北地方が抱える諸問題をテーマとした調査研究プロジェクトの検討を本法学研究科では進めており、公共政策ワークショップとして関連の委託調査を受ける方向でいくつかの自治体と協議を行っている。

7 管理運営

項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各公共政策系専門職大学院は、管理運営組織・学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令等に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、教学等の重要事項については、当該公共政策系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されることが重要であり、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、地方公共団体、公共的な非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働等を適切に行う必要がある。

なお、公共政策系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。〔F群〕

7-2：管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。〔F群〕

7-3：公共政策系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。〔F群〕

7-4：地方公共団体、公共的な非営利組織、企業その他の外部機関との連携・協働等が適切に行われていること。〔F群〕

7-5：公共政策系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

[学内体制・規程の整備]

本大学院は、本法学研究科の一専攻であるが、以下のように体制・規程を整備することにより、固有の意思決定及び管理運営が確保されるようにしている。

本法学研究科の教授会は、次のように構成される。まず、研究科の3専攻に対応して、本大学院運営委員会、法科大学院運営委員会、及び研究大学院運営委員会が置かれている。また、法学部に関して、法学部教授会がある。そして、研究科全体の総合調整を行う、総合運営調整教授会がある（資料 7-1、資料 7-2）。(評価の視点 7-1)

規程に関しては、本大学院においては、本法学研究科とは別に、東北大学公共政策大学院規程（資料 7-3：36-40 頁）、東北大学法学研究科公共政策大学院運営委員会内規（資料 7-4）を定めている。(評価の視点 7-2)

上記の規程に基づき、本大学院の運営に関する事項は、本大学院運営委員会により審議・決定されている。本大学院における院長の選出は、「東北大学大学院法学研究科公共政策大学院運営委員会内規」に基づき、本大学院の専任の教授・准教授の中から投票で決定しており、副院長についても、同内規により院長の指名により選出することとされ、適切に運用されてきた。(評価の視点 7-3)

本大学院運営委員会の構成員には、専任教員の他、授業を担当するなど本大学院と関わる教員が含まれている。

本大学院運営委員会の下に、各種委員会が置かれており、それぞれ所掌事項の運用をしている。

〔関係組織等との連携〕

本大学院は、様々な面において、東北地方の地方自治体を中心に関係組織等との連携を図っている。特に重要なものは、授業科目「公共政策ワークショップⅠ」における関係組織等との連携である。前述の通り、「公共政策ワークショップⅠ」においては、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織（以下、「プロジェクト機関」と呼ぶ）との協力関係を結び、それらが現に抱えている政策課題への解決策を作成する。解決案は、プロジェクト機関の担当者ないしは学外の実務家の前でプレゼンテーションされ、さらには最終報告書として提出されることにより、プロジェクト機関にフィードバックされている。

また、インターンシップに関して、学生が政策実務に関する実質的業務に関わることができるように、あらかじめ受入機関と協議をした上で学生を派遣し、研修の終了後には学生に対する評価書を提出していただいている。

その他、授業の実施に際しても、関係組織から講師の招聘を積極的に行っている。

また、本法学研究科は、「8点検・評価、情報公開」において述べるように、外部評価（第三者評価）委員会による外部評価を受けているが、平成27年度においては、外部評価委員のうち公共政策大学院教育を評価するにふさわしい経歴を有する委員（国際刑事裁判所判事、仙台市副市長、東京大学法学政治学研究科教授、東京大学名誉教授）による分科会を開いて、そこで本大学院の現状について評価をいただいている。このようにして、関係組織等による学外からの意見を聴取している。

さらに、平成29年度（2017年度）より、現職の地方議会議員を対象とする市町村議会議員向けの講座を開設する予定である。この講座は、8コマ程度の講義・演習を通して地方自治全般の動向に関する情報の提供を行い、受講者の議員活動に資する知識、技能の向上を図ることを目的とするものである。平成28年11月には、5名の仙台市議会議員の参加を得て、当講座にかかるキックオフセミナーを開催したが、講座開設の準備も含め、仙台市および近郊の市町村議員との意見交換を通じて、現在の行政課題や本大学院との協働等についての意見も寄せられている。（**評価の視点7-4**）

〔特色ある取組み〕

本大学院の特色として、東北大学大学院法学研究科の一専攻（公共法政策専攻）として設立されたことが挙げられる。このことにより、授業科目の提供や管理運営面等において、本法学研究科から様々なサポートを受けている。

具体的には、平成28年度における次の授業科目は、本法学研究科の他専攻の教員が行っている。
法と経済学／社会保障法／経済法Ⅰ・Ⅱ／トランスナショナル情報法／ジェンダーと法演習
比較政治学演習Ⅰ・Ⅱ

また、次項で後述するとおり、事務組織のうち専門職大学院係は法科大学院との兼務、総務係および会計係は法学部・法学研究科との兼務である。

他方で、上記の通り、本大学院の固有の意思決定及び管理運営が確保されるように、組織及び規程が整備されている。

また、上記の通り、「公共政策ワークショップⅠ」における各種団体・組織との協力関係など、関係組織との密接な連携を図っている点も、本大学院の特色ある取組みであるといえる。（**評価の**

視点 7-5)

<根拠資料>

- ・添付資料 7-1：国立大学法人東北大学組織運営規程
- ・添付資料 7-2：東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程
- ・添付資料 7-3：添付資料 2-1：平成 28 年度(2016 年度)東北大学公共政策大学院学生便覧
- ・添付資料 7-4：東北大学大学院法学研究科公共政策大学院運営委員会内規

項目 20：事務組織

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

- 7-6：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第 35 条）〔F 群、L 群〕
- 7-7：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F 群〕
- 7-8：事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

東北大学事務組織規程第 35 条に基づき、法学部・法学研究科に事務部を設置しており、本大学院の事務体制は、専門職大学院係 5 名（法科大学院との兼務）、総務係 4 名、会計係 4 名（ともに法学部・法学研究科との兼務）であり、各々の係の中で明確な業務分担が行われ、円滑に事務が運営されている。

なお、専門職大学院係は片平キャンパス、総務係と会計係は川内キャンパスにあることから、総務係あるいは会計係の所管であっても緊急時の初期対応は専門職大学院係の職員に頼らなければならない状況もある。このような場合であっても、専門職大学院係からの連絡・報告により、原所管係が対応を行い、支障なく業務を遂行することができている。（評価の視点 7-6）

また、本大学院は法学研究科の一専攻でもあり、専任教員も法学研究科に所属していることから、法学部・法学研究科に専門職大学院係を配置することで、教員及び事務部間における情報の連携がスムーズになるメリットがある。（評価の視点 7-7、7-8）

<根拠資料>

- ・添付資料 7-2：東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程
- ・添付資料 7-5：国立大学法人東北大学事務組織規程
- ・添付資料 7-6：東北大学法学部・法学研究科事務部事務分掌内規

【7 管理運営の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本大学院は本法学研究科の一専攻であるが、学内体制・規程の整備により、院長の選出等固有の意思決定および管理運営が確保されていると判断できる。しかしながら、本大学院は専任教員が少人数であるため、院内の委員会で複数の委員を務めるほか、法学研究科及び全学の委員としての業務も求められており、教育・研究に取り組む時間への影響はさけられず、今後、合理化が求められる。

また、適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していると判断できる。ただし、専門職大学院係が法科大学院も担当していることにより、個々人への業務の負担増が見受けられ、今後事務部内での一層の協力体制の強化が必要である。

関係組織等とは連携・協働が適切に実施され、意見を聴取する仕組みが設けられていると判断できる。特に、「公共政策ワークショップ I」における各種団体・組織との協力関係は、本大学院の長所として挙げるができる。

(2) 改善のためのプラン

教員・事務の負担のあり方については、管理運営業務の見直し等、合理化に努め軽減を図りたい。パンフレット作成時の教員・事務・委託業者間での作業分担の適正化など、一部は既に試行されている。

外部機関との連携・協働については、受託調査等を含め、一層の強化に努めたい。特に平成 29 年度開設予定の市町村議会議員向けの講座については、講座の充実もさることながら、行政機関のみならず議会との交流の強化によって東北地方の自治体との連携・協働の充実につながるものと考えている。

8 点検・評価、情報公開

項目 2 1 : 自己点検・評価

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act (PDCA) サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-1: 自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。〔学教法〕第109条第1項〕〔F群、L群〕
- 8-2: 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕
- 8-3: 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕
- 8-4: 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕
- 8-5: 外部評価の実施など、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本大学院は、平成 19 (2007) 年、平成 20 (2008) 年、平成 21 (2009) 年、平成 23 (2011) 年、平成 25 (2013) 年、平成 27 (2015) 年に、東北大学大学院法学研究科の外部評価 (第三者評価) 委員会による外部評価を受けている。外部評価については、組織として、東北大学法学研究科外部評価 (第三者評価) 内規 (資料 8-1) を定め、本大学院は法学研究科・学部の外部評価の一部会という位置づけの元、複数名の外部評価委員から研究・組織・教育に対するさまざまな意見を伺ってきた。なお、平成 29 年度以降、法学研究科として、外部評価の実施方法、プロセスを改めることとしているが、本大学院の外部評価は引き続き継続する予定である。

(資料 8-2、資料 8-3、資料 8-4、資料 8-5、資料 8-6)

また、大学評価・学位授与機構による、国立大学法人等の第 1 期中期目標期間 (平成 16 年度～平成 21 年度) における教育研究の状況の評価を受けている。また、大学基準協会については、平成 19 (2007) 年に特例が適用されたことから、平成 24 年度に初めて公共政策系専門職大学院認証評価を受けている。これらの評価の度に、本大学院は、自己の姿を見直しつつ、その長所をさらに伸ばし、問題点を改善すべく努めてきた。(評価の視点 8-1)

こうした自己点検・評価と、それに基づく改善・向上のため、評価委員会が中心となって当たってきた。平成 27 年度 (2015 年度) からは、単なる評価対応ではなく、外部評価や認証評価で指摘を受けた事項を含め、本大学院の将来像を根本から構想するという趣旨で評価委員会を評価改善・基本戦略委員会と改め、様々な取組みを行っている。(評価の視点 8-2)

なお、平成 24 年度の大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価において問題点 (検討課

題)として指摘を受け、その後、問題点の改善に努め、平成27年7月に「改善報告書」を提出し、それに対する「改善報告書検討結果」での指摘は以下のとおりである。

<p>平成28年3月 「改善報告書検討結果」</p>	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) ①希望者が少なく、入学者のうち実務経験を有する者に対する希望確認で対応可能であり、2012（平成24）年以降「一年修了」を希望する学生はいないこと、並びに②学生便覧及び講義要項の中の履修案内において基準が示されていることをもって指摘に対する対応は図られているとしている。しかしながら、本協会の「公共政策系専門職大学院基準」においては、「課程の修了認定や在学期間の短縮にあたっては、・・・学生に対してあらかじめ明示した基準及び方法に基づきこれを行う必要がある」としており、履修案内に関する「第1年次前期の成績が優秀であること」の記載に関しては、より明確な基準の提示が望まれる。</p> <p>(2) 経済学分野の開設科目の不足という点に対しては、貴専攻としての新たな科目の開設ではなく、他研究科の授業科目の履修により対応しているとのことであるが、人員・予算上の制約という点は理解できるにせよ、必要に応じた独自のカリキュラム編成や兼任教員の活用等を含む一層の改善努力が求められる。</p> <p>(3) 「2年間にわたってバランスよく履修を行うための改善方策についての検討が望まれる」という点に対しては、「公共政策大学院運営委員会」において、履修指導に関する申合せ（「履修登録の指導について」）を定めたということであるが、学生の多くが修了要件単位数48単位の大半を第1年次に集中的に修得するという状況に大きな変化はなく、2年間にわたってバランスよく履修を行うためには、キャップ制の導入や授業内容の見直しなど、より抜本的な改善策を検討することが望まれる。</p> <p>(4) 「公共政策大学院運営委員会」において、履修指導に関する申合せ（「履修登録の指導について」）を定め、履修登録に関する指導の強化と方針の統一を図った結果、基幹科目の履修放棄が17.8%から13.9%、展開科目の履修放棄が41.1%から28.3%にまで減少しており、指摘に対する一定の改善があったものと認められる。 しかし、履修放棄の割合は依然として高く、一層の改善が望まれる。</p> <p>(5) 授業アンケート等を反映した授業改善のあり方について</p>
--------------------------------	--

	<p>は、「FD懇談会」等の場で議論されているとのことであるが、「科目間でのアンケート結果の比較ができるように集計するなど、組織的なFD活動の一環として、カリキュラム全体の検討に資するような「授業アンケート」の実施が望まれる」という指摘に対応する形での改善に向けた取組みは確認できない。</p> <p>(6) 「FD懇談会」を設け、授業評価アンケート等を用いた授業科目の内容等の見直しを行ったとしているが、提出された資料からは、この点を確認することができなかつたため、依然として指摘事項の改善が十分であるとは認められない。引き続き、「授業アンケート」の実施方法の工夫が望まれる。</p> <p>(7) 「FD懇談会」の場を設けて、授業内容の改善等に関する教員間での情報共有・検討が行われているものと認められる。しかし、「FD懇談会」が必ずしも全員参加の機会とはなっておらず、それがどのように有効に機能しているのかについては、必ずしも明らかではない。教員間の連携体制及び指導の一貫性・継続性の確保・充実に努めるために、一層の改善への取組みが望まれる。</p> <p>(8) これまでのところ、追加募集・追加合格・広報の強化の対策は実施され、これらの対策の結果として、2013（平成25）年度には、定員30名を超える入学者を確保することができた。しかし、2014（平成26）年度及び2015（平成27）年度は再び定員割れの状況となっており、このような入学者の定員割れを回避するためには、より抜本的な制度改善が望まれる。</p> <p>(9) 「政策法務教育コース」については、2013（平成25）年度より、パンフレットへの記載を行っており、改善が適切になされているものと認められる。</p>
--	---

(1) の「1年修了」の適用にあたっての「より明確な基準の提示」に関しては、入学者のうち実務経験を有する者で、ワークショップ I とリサーチ・ペーパーを同時に履修しようとする希望者については、ほぼ全ての授業科目の評価が A もしくは B であったためにそれ以上の明確化の必要性を意識しなかったことがある。現在、東北大学全体で GPA の導入が進められていることもあり、今後は GPA の導入等による明確な基準の設定を検討することになる。

(2) の経済学分野の開設科目の不足という問題点については、そもそも少人数の本大学院の学生の中でも相対的に履修希望者が少ないということもあり、自前の科目開設ではなく、他研究科の授業科目履修を指導してきた。とはいえ、公共政策大学院として、学生の目をもっと経済学・

経営学や統計的な手法に向けさせる必要があるだろうという考慮から、現在東北大学会計大学院との間で授業科目の相互提供に向けて協議を行っており、会計大学院の「経済と経営領域」および「ITと統計領域」に属する授業科目群については、本大学院の「展開科目」と見なす制度を平成29年度（2017年度）に導入する予定である。

(3) (4) のバランスのとれた履修という点については、毎年度当初と履修踏力後にアドバイザー教員に指導の徹底を図っているところである。もっとも、学生側の心理として、第2年次の就職活動とリサーチ・ペーパーのためにできる限り第1年次に他の授業科目を履修したいという希望は強く、その点は苦慮しているところである。

(5) ～ (7) のFD懇談会での対応を求められた点については、項目9で述べたように、適切に対処できているものと判断している。

(8) の定員管理の問題については、項目13で述べたように、入試回数の複数化や広報活動の強化、長期履修制度の導入等の施策に努め、志願者数については再度上向きになっている。他方で、ワークショップを中心とする本大学院の性格上、選抜基準を厳格に適用せざるを得ないこともあり、追加合格の制度も実際にはこれを活用してこなかった。とはいえ、定員管理については最重要の問題であると認識しており、法学研究科全体の組織改編の中でも検討中である。本大学院としては、引き続き広報活動の強化やワークショップIの成果をより積極的に社会に問うなどのアピールに努めていきたい。**(評価の視点 8-3)**

この他の自己点検や外部委員会の評価で指摘された点については、評価改善・基本戦略委員会での検討を経て、FD懇談会の場で全構成員が参加して議論し、実際の改善につながっていることは項目9で述べたとおりである。**(評価の視点 8-4)**

こうした本大学院の自己点検・評価とその指摘に基づく改善の仕組みについては、最高水準の研究を誇り法学・政治学研究的卓越した知的拠点の形成を目指す本法学研究科を基本としつつ、理論と実務を有機的に連関させたあり方を求めて不断に検証していく特色がある。具体的には、外部のトップクラスの研究者・実務家で構成される外部評価委員会による隔年の外部評価や、指摘事項に対して研究者教員・実務家教員を交えた綿密な議論を可能にするFD懇談会やワークショップ運営委員会の頻繁な開催がそれにあたる。**(評価の視点 8-5)**

<根拠資料>

- ・添付資料 8-1：東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規
- ・添付資料 8-2：公共政策大学院（公共法政策専攻）自己点検評価報告書（平成25年度）
- ・添付資料 8-3：公共政策大学院（公共法政策専攻）自己点検評価報告書（平成27年度）
- ・添付資料 8-4：東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員会〔平成25年度〕評価結果
- ・添付資料 8-5：東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員会〔平成27年度〕評価結果

- ・添付資料 8-6：東北大学法学部・法学研究科外部評価結果ウェブサイト
(<http://www.law.tohoku.ac.jp/about/evalations/>)

項目 2 2：情報公開

各公共政策系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第 109 条第 1 項）〔F 群、L 群〕
- 8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表しているか。〔A 群〕
- 8-8：公共政策系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第 172 条の 2）〔F 群、L 群〕
- 8-9：情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

刊行した『自己点検・評価報告書』は、全構成員に配布してその結果を学内に周知しており（資料 8-7）、外部評価委員会の評価結果については、法学研究科のウェブサイト上（資料 8-6）で公開している。また、平成 24 年度に受審した大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価の結果については、本大学院のウェブサイト上で公開しており、学内外に広く公表されている（資料 8-7）。（**評価の視点 8-6、8-7**）

本大学院では、評価委員会の所掌の下に、カリキュラムやシラバス、催し物の案内等を随時ウェブサイト上で公開している。また、毎年パンフレットを作成し、オープンキャンパスや入試説明会等の機会をとらえて広く配布している。（資料 8-8）（**評価の視点 8-8**）

また、ワークショップ I の活動や政策提言については、新聞等のメディアを通じて情報発信も行っている。公共政策ワークショップの成果を社会還元することは、本大学院が当初から念頭に置いていたものであり、それに相応しい高いレベルの成果物をまとめることができるよう、今度とも努めていきたい。（**評価の視点 8-9**）

なお、こうした情報公開に際して個人情報保護を損なうことがないように、東北大学個人情報保護規程等に従い適切な取扱いを行っている。（資料 8-9、資料 8-10、資料 8-11、資料 8-12）

<根拠資料>

- ・添付資料 8-6：東北大学法学部・法学研究科外部評価結果ウェブサイト
(<http://www.law.tohoku.ac.jp/about/evalations/>)
- ・添付資料 8-7：東北大学公共政策大学院ウェブサイト〔自己点検評価・外部評価〕
(<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/>)
- ・添付資料 8-8：東北大学公共政策大学院ウェブサイト
(<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/>)
- ・添付資料 8-9：国立大学法人東北大学個人情報保護規程
- ・添付資料 8-10：国立大学法人東北大学個人情報保護細則
- ・添付資料 8-11：国立大学法人東北大学情報公開・個人情報開示等委員会規程

- ・添付資料 8-12 : 国立大学法人東北大学情報公開取扱要項
- ・添付資料 8-13 : 東北大学法学研究科・法学部概要 (平成 28 (2016) 年度)
- ・添付資料 8-14 : 東北大学大学院法学研究科・法学部『研究・教育の概要第 1 2 号』
(当日閲覧資料)
- ・添付資料 8-15 : 東北大学概要 2016

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本大学院は、項目 21 において述べたとおり、開学以来、点検・評価のための仕組み・組織体制を整備して、教育研究活動等の改善・向上に結び付ける取り組みを組織的かつ継続的に行っている。

また、項目 22 において述べたとおり、情報公開についても、本法学研究科の自己評価および本大学院独自の自己点検・評価や外部評価委員会による評価および認証評価の結果を広く学内外に公表しており、社会に対する説明責任は十分に果たされていると考える。またワークショップ I の政策提言をはじめ、本大学院の活動状況を積極的に情報発信しており、社会還元という点でも相応の成果を挙げているものと自負している。

しかしながら、平成 24 年度（2012 年度）の大学基準協会による公共政策系専門職大学院認証評価において指摘を受けた問題点のうち、経済学分野の開設科目の不足と定員管理については、なお改善に取り組んでいるところである。

(2) 改善のためのプラン

経済学分野の開設科目の充実については、東北大学会計大学院との授業科目の相互提供が実現すれば相当程度改善される見通しである。本大学院と会計大学院は同じエクステンション棟に位置しているため、互いの学生にとって物理的に履修が容易であり、教員・学生の交流による副次的効果も期待できる。

定員管理の問題については、議員や自治体職員を対象とした別コースのカリキュラム設置も検討したが、教員・事務職員の人数といった要因から夜間・休日の開講に相当の制限があることで 8 コマ程度の講座設置にとどめた経緯がある。法学研究科では、研究大学院・法科大学院や学部を含め、全体として組織改編を検討中であり、社会人や留学生を主たる対象として別コースの設置も検討課題となっている。本大学院としては、現在のあり方の長所やワークショップ I の成果を一層アピールできるよう、地道に取り組んでいきたい。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

今回、「公共政策系専門職大学院基準」の8つの大項目に沿って自己点検・評価を行い、以下のような結果が得られた。

まず、各項目の「公共政策系専門職大学院に求められる基本的事項」、L群の「公共政策系専門職大学院に関わる法令事項」については、概ね本大学院は期待される基準を満たすか、それを上回る実績を挙げているといえる。

ただし、F群の事項のうち「教育課程の編成」（評価の視点 2-3）に関して、経済学系科目の分野の充実が課題である。また、L群の事項のうち、「法令遵守に関する事項」については、「定員管理」（評価の視点 4-6）において、なお問題が残っている。

他方で、F群およびL群の項目に関しては、「公共政策ワークショップ I・II」を中心に実践教育が充実していること（評価の視点 2-2）、実務家教員が人数と質の両面で充実していること（評価の視点 3-5、3-6）は、本大学院の長所として挙げることができるものと判断している。その他、「履修指導等」（評価の視点 2-14）、「教育形態に即した施設・設備」（評価の視点 6-1）、「外部機関等との連携・協働」（評価の視点 7-4）についても、十分評価すべき水準にあるものと判断している。

各項目のA群「当該公共政策系専門職大学院固有の目的に基づき、その特色を伸張するための必要な事項」については、全体として本大学院は多くの特色ある取組みを行っており、評価すべき水準にあるものと判断している。

(2) 今後の改善方策、計画等について

経済学分野の開設科目の充実については、東北大学会計大学院との授業科目の相互提供が実現すれば相当程度改善される見通しである。また、定員管理の問題については、法学研究科全体で検討中の組織改編と学生定員の見直しと連動しつつ、社会人や留学生を主たる対象とした別コースの設置も検討する。

他方、本大学院の特徴である体験型政策教育を中核に置いた教育課程は、本大学院の存在意義でもあり、今後とも維持すべきものであり、その妨げになるような教育課程の改変は行うべきでないと考えている。本大学院としては、現在のあり方の長所やワークショップ I の成果を一層アピールできるよう、プロジェクト連携機関への政策提言や働きかけに努める所存である。

また、東北地方の自治体からの受託調査や外部資金の獲得、同窓会組織のネットワーク強化、市町村議会議員講座開設、といった取組みにも今後は一層力を注いでいきたいと考えている。

そうした改善や新たな取組みによって、今後とも、本大学院の特性を生かしつつ、公共政策に関わる教育・人材育成機能の向上に努めたい。